

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | インドネシアの刑事手続における犯罪被害者の法的地位   |
| Sub Title        | The legal position of crime victims in the Indonesian Criminal Justice System   |
| Author           | 太田, 達也(Ota, Tatsuya)  |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1994  |
| Jtitle           | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.10 (1994. 10) ,p.21- 73   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 論説  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941028-0021">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941028-0021</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# インドネシアの刑事手続における犯罪被害者の法的地位

太 田 達 也

- 一 インドネシアにおける被害者学の歴史的動向
- 二 犯罪被害者に関する調査研究の動向とその内容
- 三 刑事手続における被害者の法的地位
- 四 犯罪被害者救済制度および被害者保護運動
- 五 おわりに

## 一 インドネシアにおける被害者学の歴史的動向

近年、インドネシアにおいても被害者学に対する関心が高まりをみせ、犯罪被害者の法的救済を巡る議論が活発に行われている。<sup>(1)</sup> ただ、インドネシアにおける被害者学の歴史は比較的浅く、被害者学が同国に紹介され、犯罪被害者の問題に対し研究者や実務家の関心が向けられるようになったのは一九七〇年代半ばに入ってからのことである。インドネシアの被害者学が、国際被害者学シンポジウムの開催など欧米諸国における被害者学の動向に触発される形で

登場してきたであろうことは想像に難くないが、その他にも、同国において被害者学の誕生を促す政治的・社会的要因が一九七〇年代のインドネシアにはあったと考えられる。

即ち、インドネシアは、一九四五年に独立を宣言したものの、植民地支配を継続しようとする元宗主国オランダとの四年に及ぶ独立戦争を体験し、一九四九年の主権委譲に続く翌年の単一共和国成立後も、スカルノ初代大統領が指導する政局は安定せず、一九六五年の九月三〇日事件を契機として同政権が倒れると、新たに政権を掌握したスハルト大統領が国軍の支持を背景にパンチャシラ (Pancasila) を国是とする強固な体制を築いていくことになる訳であるが、被害者学がインドネシアに登場した一九七〇年代は、こうした「旧体制」(Orde Lama) から「新体制」(Orde Baru) へと移行し、政治的な安定がようやく達成されつつあった時代であり、それまでは、犯罪被害者の保護はもとより、独立後も踏襲せざるを得なかった植民地時代の成立にかかる司法制度の改革すら殆ど行われ得なかったという政治的背景があるのである。体制が確固たるものとなり、政治的安定性がある程度維持されるようになったことで、司法制度の改革に着手するだけの余裕が生まれ、刑事司法の分野においても、それまでの治安維持や犯罪統制といった側面だけでなく、被疑者・被告人の人権保護や犯罪被害者の救済といった側面にも配慮した制度への模索が可能になったものと思われる。一方、自立更生路線による経済政策が効を奏さず、経済が破綻したスカルノ時代とは対照的に、スハルト政権下では、開発 (Pembangunan) 路線の下、資源開発や外貨導入などを柱とした五か年開発計画 (REPELITA) が推し進められた結果、一九七〇年代に、インドネシアは独立後初の本格的な経済成長を遂げることになるが、その反面、片寄った経済発展が犯罪の増加など様々な社会問題を引き起こし<sup>(2)</sup>、これが、将来自分も犯罪の被害に遭うかもしれないという一般市民の危機感を煽ると同時に、研究者や実務家の被害者保護に対する関心を高める契機となったという推測も十分成り立ち得るように思われるのである。このように、インドネシアにおいて一九七〇年代半ばに被害者学が登場した背景には、海外からの影響に加えて、同国における政治的・経済的・社会的事情が働いていたという

ことができよう。

かくして、犯罪被害者の問題がインドネシアの公式の場において初めて議論されたのは、一九七六年に開催された第三回犯罪学会議(Seminar Kriminolog)においてのことであった。この犯罪学会議は、中部ジャワ州スマラン市にある国立ディポネゴロ大学法学部が主催する学術会議であり、四年から六年に一度の割合で開催されることになっている。一九七六年の大会は、一九六九年の第一回大会<sup>(3)</sup>、一九七二年の第二回大会に続く第三回目の大会に当たる。一九七六年といえ、一九七三年に続いて、第二回国際被害者学シンポジウムがアメリカのポストンで開催された年でもあり、その同じ年にインドネシアの犯罪学界を代表する同会議において被害者の問題が議題の一つに取り上げられた<sup>(4)</sup>。その背景には、前述したインドネシアの国内事情と並んで、こうした国際会議の開催など被害者学を巡る国際的動向の影響があったであろうことは想像に難くない。当大会では、「社会秩序と治安維持のための犯罪学」というテーマの下に三つの議題が設定され、「インドネシアにおける特別犯罪の展開」、「青少年非行対策のための具体的方策」と並ぶ三つ目の議題として、「犯罪における被害者の役割(Peranan Korban dalam Tindak Pidana)」が取り上げられている<sup>(5)</sup>。基調報告はインドネシア大学のアリフ・ゴシタ法学士が行い、デイスカッサントは、インドネシア警察本部(Markas Besar Kepolisian Indonesia)のスマルジョ社会学士と、弁護士で当時スラカルタの法律扶助協会(Lembaga Bantuan Hukum Surakarta)会長であったスマルノ・P・ウィルヤント法学士が担当している。ゴシタ法学士は、その報告において、被害者の定義、犯罪者と被害者の関係、被害者有責性、犯罪に対する被害者の反応といった被害者に関する基本的な問題点を指摘した上で、被害者の権利保護の必要性を主張しているが、その一方で、被害者学を独立した学問領域と見做すか、それとも犯罪学の一分野とするかという被害者学の学問的位置付けについての問題提起も行っている<sup>(6)</sup>。これに対するデイスカッサントの報告では、まず、スマルジョ社会学士が、今日の刑事手続が被害者の地位を殆ど考慮しておらず、今後何らかの法的対応が必要であるとの主張には賛成であるものの、犯罪における被害者の関

与や有責性を強調することには消極的であるとの態度を示し、また、スマルノ法学士は、被害者の問題は、これまで刑法や犯罪学などでも扱ってきたのであり、新たな学問領域としての被害者学が必要であるとの見解に対しては懐疑的にならざるを得ないとしている。<sup>(8)</sup> 本会議に続いて行われた二日間に渡る分科会でも、こうした被害者学の学問的位置付けや研究領域を巡って参加者の間で意見が別れ、結局、最終決議では、インドネシアにおいても犯罪における被害者の地位・役割について関心が払われるべきであるとの点については合意が得られたものの、被害者、被害者の役割、犯罪への被害者の関与の各概念については意見の調整がつかず、合意事項には盛り込まれなかった。<sup>(9)</sup> このように、当時のインドネシアにおける被害者学の様相は渾沌としており、被害者学に対する懐疑論も依然根強かったことを伺い知ることができる。しかし、当時、国情がようやく安定し、植民地時代の旧制度からの脱却を図るため刑事司法制度の改革に着手したばかりのインドネシアにおいて、犯罪被害者の問題を取り上げ、議論することは、刑事政策上、犯罪者・被害者双方のバランスに配慮した制度を構築する上で少なからず意義があったものと思われる。インドネシアにおいて被害者学が登場した一九七〇年代は、一九八一年に成立することとなる現行刑事訴訟法(Kiiah Undang-undang Hukum Acara Pidana—KUHAP)草案の編纂作業が進んでいた時期でもあるのである。

一九八〇年に開催された第四回犯罪学会議では、警察、検察、裁判所、矯正といった各分野における刑事手続論に焦点が当てられ、犯罪被害者の問題については特に取り上げられていない。しかし、その後、犯罪被害者の問題を集中的、且つ、継続的に議論する必要性が認識されるようになったことから、アイルランガ大学のJ・E・サハタピー教授が中心となり、被害者学会議(Seminar Viktimologi)が企画され、一九八五年五月二三日、第一回大会が同大学法学部において開催されるに至った。第一回大会では、「今日のインドネシアにおける被害者学的重要性(Relavansi Viktimologi di Indonesia Dewasa Ini)」をテーマに、五つの基調報告がなされている。<sup>(10)</sup> 報告者と議題を以下に示すと、J・E・サハタピー「近代化と被害者学」、アンディ・マタラタ「刑事訴訟法と被害者のための補償」、アリフ・

ゴシタ「被害者学と被害者側の損害賠償を規定する刑事訴訟法」、ジャマルディン・アンチョック「被害者学—心理学的考察」、B・マルジョノ・レクソディプトロ「被害者の問題に関する幾つかの覚書」となっている。

各報告では、犯罪発生における被害者の関与や警察への通報率といった従来からのテーマに加え、一九八一年末に成立したインドネシア新刑事訴訟法により新たに導入された附帯私訴や予備審判制度など、刑事手続における被害者の法的地位や保護を巡る論点に言及されているのが目につく。<sup>(11)</sup> また、報告では、被害者からの告訴や不服申立を受理する機関の設立、被害者に対する情報提供の制度といった現行制度よりも更に一歩進んだ制度へ向けての提言もなされている。<sup>(12)</sup>

この外、被害者学の対象たる被害者の概念を広くとるべきであるとの主張が各報告に共通してみられることは興味深い。被害者の定義に関する議論は一九七六年の犯罪学会議においても行われているが、それは被害者の抽象的定義に関するものであって、対象となる被害者はあくまで犯罪被害者に限定されていたのに対し、被害者学会議では、被害者学の対象を単に犯罪の被害者に限定せず、様々な領域の被害者をも扱うべきだとの意見が支配的となっている。<sup>(13)</sup> サハタピー教授は、近代化の過程において生ずる様々な被害者をも被害者学の対象とすべきであるとし、ゴシタ法学士も、被害者学を犯罪学の一部と見做す見解を支持しながらも、被害者学は、第三世界における政治の市民に与える影響、多国籍企業による開発の影響、公害による社会的影響といった、政治や経済活動による被害者化の問題にも関心を寄せるべきであると主張する。<sup>(14)</sup> 報告者の一人であるインドネシア大学法学部のマルジョノ教授の表現を借りるならば、被害者学の研究領域は、犯罪被害者の外、経済権力の濫用の被害者や公権力の濫用の被害者にまで及ぶべきであるということになろう。マルジョノ教授は、特に、経済権力の濫用の例として、消費者詐欺、労働規約違反、環境破壊、多国籍企業による逸脱行為、外国為替法違反などを、また、公権力濫用の例として、権力機関による人権侵害、殊に、違法捜査による被疑者・被告人の人権侵害を指摘している。<sup>(15)</sup> 近年、インドネシアにおいても、開発が進む他の

第三諸国同様、住民の利益や権利を無視した多国籍企業或いは地元有力企業の経営方針や環境破壊に対する批判が強まっていることから、被害者学研究の対象領域を経済濫用や権力濫用の被害者まで拡大すべしとのこうした主張も、インドネシアが抱える「開発と人権」の問題と決して無縁ではないことに留意する必要がある<sup>(16)</sup>。第三回被害者学会議の議題に環境汚染の被害者、企業犯罪の被害者、権力・権限の濫用の被害者が取り挙げられているのも、こうした文脈において理解することができる。

第一回被害者学会議が成功裡に終わり、続く第二回大会は、一九八八年一〇月二八日と二九日の二日間、アイルラング大学において、「被害者問題の処理 (Penyesalan Permasalahan Korban)」をテーマに開催されている。当大会では、マルジョノ教授やゴシタ法学士、ムラディ教授といった国内報告者に加え、オーストラリア (Prof. Duncan Chappell, Australian Institute of Criminology) 、オランダ (Prof. Grat van den Heuvel, University of Limburg) 、ベルギー (Prof. Steven de Batselier, University of Louvain) 、日本 (西川正和氏、アジア極東犯罪防止研修所) など海外からも参加者を招いている。大会の議事録が公刊されていないため、会議の全容を正確に把握することは難しいが、入手し得た報告書によれば、インドネシア側からは、マルジョノ教授が「今日の経済構造と被害者問題」<sup>(17)</sup>、ゴシタ法学士が「構造的被害者化の問題とその対策」、ムラディ教授が「刑事手続を通じての被害者保護」、イスナエニ「犯罪被害者のための支援問題」、ウィルジョノ・プラソジョ警察大佐が「刑事訴訟法に導入された法の適用実務における被害者学的考察」と題し、それぞれ基調報告を行っている。しかし、これらの報告中、特にこれと目新しい論点はなく、マルジョノ教授が、第一回被害者学会議での報告内容を昇華させる形で、環境犯罪や消費者犯罪といった経済権力の濫用の被害者に対する救済を主張しているのと、ディボネゴロ大学のムラディ教授が、刑事手続における被害者保護の在り方を手続権利モデル・被害者直接参加モデルと奉仕モデル・被害者間接参加モデルとに分けた上で、各モデルの長所および短所を比較考察している点を除くと、特筆すべき点は見いだされない。会議当時、新刑事訴訟法典が施行されて

から既にかんりの期間が経過していたことから、附帯私訴など新刑事訴訟法によって導入された新しい制度が実務においてどの程度活用されているか、そして、制度の運用に際して生ずる問題にはどのようなものがあるか、また、その問題を解決するにはどういった対応が必要であるかといった類の報告がなされてしかるべきであったが、会議の報告内容を見る限りでは、被害者保護の一般論や新しい制度の紹介が中心で、実務家による報告においても、被害者の犯罪通報率が低いことや膨大な暗数の存在が実務上の障害となつてゐるなどといった現状指摘が行われた程度であつた。<sup>(19)</sup>

そして、一九九三年一二月、第三回被害者学会議が二〇日・二一日の両日に渡つて開催された。<sup>(20)</sup> 今大会のテーマは「第二次長期開発計画における被害者学 (Vikimologi dalam Rangka Pembangunan Jangka Panjang Tahap II)」であつた。長期開発計画とは、一九六九年以降インドネシア政府が企画・推進してきてゐる二五年を単位とした経済開発政策を意味し、五か年計画と並ぶ国家経済政策の要となるものである。第一次長期開発計画が一九九三年度で終了し、一九九四年からは第二次計画がスタートすることから、第三回被害者学会議では、こうした新たな開発の時代に生じるであろう様々な被害者の問題を見据えた上で、今後の司法制度上の対応を検討することを眼目としたわけである。

このテーマの下、環境汚染の被害者、企業犯罪の被害者、近代化および科学技術の発達の被害者、権力・権限濫用の被害者、金融犯罪の被害者の五つの議題が設定され、各議題に沿つた基調報告がなされた。海外からも、南オーストラリア州のサムナー前司法長官、ドイツ連邦刑事警察庁のクーベ教授、カナダはサイモンフレイザー大学のファター教授、日本からは宮澤浩一教授と諸澤英道教授が参加し、基調報告を行っている。これに対し、インドネシア側からも五編の基調報告がなされたが、とりわけ、環境犯罪の被害者や金融犯罪の被害者に関する報告に会場の関心が集まつた。まず、ランブン高等検察庁のピントロ氏は、東ジャワ州における三つの産業排水汚染の事例を紹介しながら、

排水水と環境汚染との間の因果関係について、現在の生活環境管理基本法（一九八二年法律第四号）上の規定や一九九三年に出された最高裁判決を巡って議論があること、損害賠償命令制度の導入など被害者の刑事手続による経済的救済を図る必要があることを指摘し、また、インドネシア警察副長官のクスパルモノ・イルサン氏は、一九八八年の金融規制緩和政策（Paket Kebijaksanaan Oktober）の実施以降、銀行の放漫経営と並んで、銀行幹部による詐欺・横領、それに無免許営業といった経済犯罪が多発しており、被害も広範囲に及んでいることから、インドネシア銀行との協力を含め、銀行犯罪の予防・早期摘発のための体制を整えることが急務であると主張している。<sup>(23)</sup>

この二編の報告が比較的具体的な問題にまで踏み込んだ議論を展開したのに対し、残るインドネシア側からの報告が抽象論・一般論に終始したため、論点が定まらず、実質的な議論に至らなかった感がないでもない。また、第三回大会の議題自体が、各種犯罪の被害者といった各論的なものであったため、刑事手続における被害者の地位については殆どといってよい程触れられなかったのは残念であった。これらについては、今後の課題として残ろう。しかし、なにはともあれ、一九八五年という、第七回国連犯罪防止会議において被害者の人権宣言ともいうべき「犯罪の被害者および権力濫用の被害者に関する司法の基本原則」が採択されたその年に、インドネシアにおいて被害者学会議が発足し、以後、定期的に開催されてきているという事実は大いに評価されてしかるべきであろう。近年は、被害者学の個別テーマに属するセミナーやシンポジウムが盛んに開催されるようになってきており、一九九一年の間に限ってみても、「強姦被害者の法的保護の側面に関する全国会議」がスラカルタの三月一日大学（Universitas Sebelas Maret）法学部において、<sup>(24)</sup>また、「家庭内暴力会議」がインドネシア大学司法サービス・法奉仕センター（Usat Pelayanan Keadilan dan Pengabdian Hukum）により、<sup>(25)</sup>「犯罪被害者たる少年の救済シンポジウム」が社会福祉センター財団（YPKS）およびインドネシア教会連合（BGI）により開催されているし、一九九二年に入ってから、司法省国家法育成局（Badan Pembinaan Hukum Nasional - BPHN）が主催する学術会議において犯罪被害者に対する補償の問題が議題に取り上

げられ、研究者と実務家の間で活発な議論が行われるなど、<sup>(27)</sup> 犯罪被害者に対する関心は確実に定着しつつあるといつてよい。大学においても、被害者学の講座を設ける法学部が増えており、現在、インドネシア大学(ジャカルタ)、ガジャマダ大学(ジョクジャカルタ)、アイルランガ大学(スラバヤ)、ディポネゴロ大学(スマラン)、ブラウイジャヤ大学(マラン)、ウダヤナ大学(デンパサル)、警察大学(ジャカルタ)などの国立大学を始め、タルマナガラ大学(ジャカルタ)、パラヒアンガン・カトリック大学(バンドン)、インドネシア・イスラム大学(ジョクジャカルタ)といった私立大学においても被害者学の講座が設置されている。<sup>(28)</sup>

(1) インドネシアを始め、近年のアジア各国における被害者学の動向には注目すべきものがある。韓国では、一九九二年、韓国被害者学会が設立され、同年以降、毎年四月に学術大会が開催されている。外学会誌も公刊されている。KOREAN ASSOCIATION OF VICTIMOLOGY ed., *KOREAN JOURNAL OF VICTIMOLOGY* No. 1 (1992). また、タイでは、一九九一年四月、バンコクのタマサート大学法学部において国際被害者学ワークショップが開催されている。その報告集として、PRATHAN WATANAVANICH ed., *VICTIMOLOGY AND VICTIMS RIGHTS* (Bangkok: Thammasat University, 1992). さらに、国連アジア極東犯罪防止研究所(UNAFEI)においても、一九八七年に開催された第七回国際セミナーのテーマに「刑事司法の運営における犯罪者および被害者の公正且つ人道的な処遇の推進」が選ばれている外、一九八九年一〇月には、被害者学と被害者の人権に関する国際ワークショップが開催されている。See UNAFEI ed., *Material Produced during the 74th International Seminar on Advancement of Fair and Humane Treatment of Offenders and Victims in Criminal Justice Administration*, 32 RESOURCE MATERIAL SERIES 9 (1987), *Materials Produced during Other UNAFEI Activities* (Papers Produced during the International Workshop on Victimology and Victim's Rights), 37 RESOURCE MATERIAL SERIES 243 (1980). See also UNAFEI ed., *Material Produced during the 68th International Seminar on Contemporary Asian Problem in the Field of Crime Prevention and Criminal Justice, and Policy Implications*, 28 RESOURCE MATERIAL SERIES 9, 94-98 (1985).

(2) インドネシアの、しかも当時の犯罪情勢を数量的に把握することにはかなりの困難を伴う。しかしながら、統計中央局の犯罪統計によれば、一九七四年から七九年にかけての重罪の認知件数は二五万四、八〇四件から二三万四、五六六件へと約五〇%の増加(人口増加を考慮した犯罪率では三五%の増加)、強盗に関しては三、八八八件から九、八一六件へと二・五倍もの増

加を示していることがわかる。Biro Pusat Statistik ed., *Statistik Kriminal 1979*, at 67-68 (1980). 尚、インドネシアの犯罪情勢を警察統計に基づいて分析したムルヤナ・クスマによれば、一九六〇年代に犯罪認知件数はほぼ一貫して減少したが、一九七〇年以降増加傾向に転じたという。Mulyana W. Kusumah, *Kriminologi dan Masalah Kejahatan - Suatu Pengantar* RINGKAS 55-92 (1984), Mulyana W. Kusumah, *Kejahatan dan Penyimpangan - Suatu Perspektif Kriminologi* 1-36 (1988).

(3) 犯罪学会議の第一回大会では、「五か年開発の実施枠における法秩序の維持」をテーマに、①犯罪予防、②犯罪者の処遇、③少年非行の三つの議題が取り上げられ、また、第二回大会では、①証拠物に対する鑑定、②薬物濫用、③死体解剖が議題に選ばれている。犯罪学会議は、その後も、第四回大会(一九八〇年)、第五回大会(一九八六年)と回を重ね、第六回大会も、チャボネゴロ大学法学部とインドネシア刑法犯罪学会(Assosiasi Pengajar Hukum Pidana dan Kriminologi)の共催により一九九一年九月に開催され、「犯罪の全国的動向」のテーマの下、インドネシアの犯罪情勢について、全国レベルおよび地域レベルでの分析結果が数多く報告されている。ただ、残念ながら、犯罪学会議における報告が議事録としてまとめられ、公開されているのは第一回と第三回の大会だけのようであり、他の大会については、会場において配布された資料という形でしか残されておらず、第一回の議事録は、LEMBAGA KRIMINOLOGI, UNIVERSITAS DIPONEGORO, SEMINAR KRIMINOLOGI KE I TH 1969 *Djilid ke I / Djilid ke II*.

(4) ホストンの第二回国際被害者学シンポジウムについては、宮澤浩一「第二回国際被害者学シンポジウム」刑法雑誌二二巻二号(一九七八)二六四頁以下に紹介がある。

(5) LEMBAGA KRIMINOLOGI, FAKULTAS HUKUM, UNIVERSITAS DIPONEGORO, LAPORAN SEMINAR KRIMINOLOGI III, at 196-197 (1977) [hereinafter cited as *UNIVERSITAS DIPONEGORO*].

(6) *Id.* at 137-163. 尚、この報告は、以下の文献に再録されている。ARIF GOSITA, *MASALAH KORBAN KEJAHATAN - KUMPULAN KARANGAN* 39-74 (1983), ARIF GOSITA, *MASALAH PERLINDUNGAN ANAK* 73-108 (1985).

(7) *UNIVERSITAS DIPONEGORO, supra* note 5, at 164-171.

(8) *UNIVERSITAS DIPONEGORO, supra* note 5, at 172-180.

(9) *UNIVERSITAS DIPONEGORO, supra* note 5, at 188-189.

(10) 第一回被害者学会議における報告集は、『被害者学論文集』を題して出版されている。J. E. SAHETAPY ed., *VIKTIMOLOGI -*

- SEBUAH BUNGA RAMPAI (1987).
- (11) 新刑事訴訟法により導入された被疑者補償および刑事補償の制度(九五・九六条)は、「司法手続による被害者」の救済制度として、これを被害者関連制度と捉えることも可能であろうが、ただ、コシタ法学士は、その報告において、「同制度を犯罪被害者補償制度と同列に論じることがあり、誤解を招きかねない。Id. at 63-84. See also ARIF GOSIFA, RELEVANSI VIKTIMOLOGI DENGAN PELAYANAN TERHADAP PARA KORBAN PERKOSAAN—BEBERAPA CATATAN 20-31 (1987).
- (12) J. E. SAHETAPY ed., *supra* note 10, at 102-104.
- (13) J. E. SAHETAPY ed., *supra* note 10, at 25-33. また、同教授は、一九九〇年二月、当時設立されたばかりのインドネシア犯罪学会(Asosiasi Kriminologi Indonesia)の第一回大会を兼ねた国際会議がパリのヌサ・ドゥアで開催された際、「インドネシアにおける見えてくる被害者に関する緒論」と題した基調報告を行い、インドネシアにおける公害の実態を紹介しながら、多大な被害を引き起す公害犯罪に対し、「公害立法を含め、早急な対策が必要である」ことを強調している。J. E. Sahetapy, *Prolegomenon on Invisibile Victims in Indonesia—A Concise Report on Environmental Pollution*(paper presented at "International Conference on International Trends in Crime—East Meets West" held by Asosiasi Kriminologi Indonesia and Australian Institute of Criminology, 1990). この会議の議事録は、会議を共催したオーストラリア犯罪学研究所から公刊された。HEATHER STRANG & JULIA VERNON eds., CONFERENCE PROCEEDINGS SERIES 12: INTERNATIONAL TRENDS IN CRIME—EAST MEETS WEST (Canberra: Australian Institute of Criminology, 1992).
- (14) J. E. SAHETAPY ed., *supra* note 10, at 61.
- (15) J. E. SAHETAPY ed., *supra* note 10, at 96-97.
- (16) 一九八〇年、ベネズエラのカラカスにおいて開催された第六回国連犯罪防止会議における「犯罪と権力の濫用」を巡る議論、および、それ以後の国連犯罪防止会議や国際被害者学シンポジウムの動向も参照されたい。国連犯罪防止会議については、ジュリスト第七三〇号(一九八〇)一三頁以下、第八五三号(一九八六)一〇頁以下、九七二号(一九九一)六八頁以下、法律のひろば三三三巻二二号(一九八〇)四頁以下、三八巻一一号(一九八五)四頁以下、四三巻二二号(一九九〇)四頁以下にそれぞれ特集がある。第七回国際被害者学シンポジウムについては、諸澤英道「犯罪被害者学から一般被害者学へ—第七回国際被害者学シンポジウム報告」ジュリスト九九一号(一九九一)一一三頁以下の外、罪と罰二九巻二号(一九九二)九頁以下に論説がある。

- (17) Mardjono Reksodiputro, *Struktur Perekonomian Dewasa Ini dan Permasalahan Korban* (paper presented at "Seminar Viktimologi II" held by Universitas Airlangga, 1988).
- (18) Muladi, *Perlindungan Korban Melalui Proses Pemidanaan* (paper presented at "Seminar Viktimologi II" held by Universitas Airlangga, 1988). この報告が一九九二年に出版されたハルト・ナコウ・マリフ博士の共同論文集に再録されている。MULADI & BARDA NAWAWI ARIEF, BUNGA RAMPAI HUKUM PIDANA 76-90 (1992).
- (19) R. Wirjono Prasodjo, *Suatu Tinjauan Viktimologi dalam Penerapan Praktek Hukum Yang Tertuang dalam KUHAP* (paper presented at "Seminar Viktimologi II" held by Universitas Airlangga, 1988). この外 M. Isnaini, *Masalah Santunan bagi Korban Kejahatan*, 40 VARIA PERADILAN 152 (1989).
- (20) 会議の詳細は経過として、太田達也「第三回インドネシア被害者学会議に出席して」罪と罰三一巻三号(一九九四)五六頁以下に紹介がある。
- (21) Putusan M.A. Reg. Nomor : 1479K/Pid/1989 tanggal 20 Maret 1993.
- (22) Bintoro, *Perlindungan Hukum bagi Korban Pencemaran Industri* (paper presented at "Seminar Nasional Viktimologi III" held by Universitas Airlangga, 1993).
- (23) Koesparmono Irsan, *Korban Kejahatan Perbankan* (paper presented at "Seminar Nasional Viktimologi III" held by Universitas Airlangga, 1993).
- (24) 「強姦被害者の法的保護の側面に関する全国会議」(一九九二年二月二十八日開催)における報告者と報告議題を列挙すると以下の通りである。Sunaryati Hartono, *Perlindungan Hukum bagi Korban Perkosan* (強姦被害者に対する法的保護), Bismar Siregar, *Tanggung Jawab Hakim Melindungi Korban Perkosan* (強姦被害者を保護する裁判官の責任), Muladi, *Aspek Teoritis dan Praktis Penanganan Korban Perkosan* (強姦被害者の扱ひにおける理論的および実務的側面), Soewadi, *Gangguan Psikiatrik Korban Perkosan* (強姦被害者の精神的障害), Team Fakultas Hukum UNS, *Perkosan—Berbagai Penafsirannya dan Penanganan Korbannya* (強姦—幾つかの解釈と其の被害者の扱ひ), Djamaludin Ancok, *Perkosan—Suatu Tinjauan Psikologis* (強姦—心理学的考察)。
- (25) 「家庭内暴力会議」(一九九一年二月二十六日開催)における報告者と報告議題を列挙すると以下の通りである。Dedi Fauzi Elnhakim, *Data Kekerasan dalam Rumah Tangga di Wilayah Hukum Polda Metro Jaya* (シヤカルタ警視庁管

轉における家庭内暴力のデータ), Tim LKBHuWK (Nani Yamin), *Keerasan dalam Rumah Tangga – Suatu Kajian dan Usaha-usaha Penanganannya di LKBHuWK* (家庭内暴力—女性と家族のためのインフォネマ法律相談および扶助協会における調査と対策事業), Herkunto, *Pola Perlakuan Akibat Keerasan pada Anak* (子供に対する暴力による創傷の型), Wahjadi Darmabrata, *Aspek Kejiwaan Keerasan dalam Rumah Tangga* (家庭内暴力の精神的側面), Purnianti, *Budaya Keerasan dalam Rumah Tangga* (家庭内暴力の文化), Sukriat, *Tindak Keerasan dalam Rumah Tangga* (家庭内暴力行為), 尚々の「司法サービス・法奉仕センター」は「旧犯罪学研究所(Lembaga Kriminologi)を改称したものである」。

- (26) 「犯罪被害者たる少年の救済シンポジウム」(一九九一年九月二六—二七日)における報告者と報告議題を列挙すると以下の通りである。Arif Gosita, *Pelayanan terhadap Anak Korban Kejahatan sebagai Penganalan Pancasila – Tanggungjawab Kita Bersama* (ペンチャントの実践とこの犯罪被害者少年に対する救済—我々の共同責任), Nurmalia Tobing Marpaung, *Sistem Peradilan Pidana dan Pelayanan Anak Korban Kejahatan serta Kaitannya dengan Penganalan Pancasila* (刑事司法制度と犯罪被害者少年の救済はらびペンチャントの実践との関連), J. E. Sahetapy, *Nilai dan Norma Sosial Penujang Pelayanan kepada Anak Korban Kejahatan* (犯罪被害者少年に対する救済の支柱としての社会の価値と規範), Frieda Mangunsong, *Pengaruh Penderitaan Mental dan Fisik pada Perkembangan dan Pembinaan Mental-Fisik Anak Korban Kejahatan* (犯罪被害者少年の精神的—身体的発達と育成はらびと精神的及び身体的苦痛の影響), Andar Ismail, *Dampak Perilaku Jahat Orang Dewasa terhadap Perkembangan Moral dan Perkembangan Perilaku Anak* (少年の道徳と行動の発達に対する成人の犯罪的行動の影響)。

(27) 会議では、ペンジャラン大学のロドリ・マトマサニタ法学修士が犯罪被害者に対する補償の問題について、刑法改正草案の規定に言及した報告者として、Romli Atmassmita, *Masalah Santunan terhadap Korban Tindak Pidana* (paper presented at “Pertemuan Ilmiah Penyajian tentang Pola Pemidanaan, Penerimaan Bebas Narapidana dan Pemberian Santunan terhadap Korban Tindak Pidana” held by Badan Pembinaan Hukum Nasional, Departemen Kehakiman, 1992).

(88) FAKULTAS HUKUM, UNIVERSITAS INDONESIA, *Buku Pedoman*(1986), FAKULTAS HUKUM, UNIVERSITAS GADJAH MADA, *Buku Pedoman Fakultas Hukum Universitas Gadjah Mada*(1992), FAKULTAS HUKUM, UNIVERSITAS DIPONEGORO,

PELAKSANAAN SISTEM KREDIT SEMESTER PROGRAM STRATA I (SI) FAKULTAS HUKUM UNIVERSITAS DIPONEGRO, FAKULTAS HUKUM, UNIVERSITAS BRAJUYAYA, Buku PEDOMAN FAKULTAS HUKUM UNIVERSITAS BRAJUYAYA (1988), FAKULTAS HUKUM, UNIVERSITAS UDAYANA, Buku PEDOMAN FAKULTAS HUKUM UNIVERSITAS UDAYANA(1985), FAKULTAS HUKUM, UNIVERSITAS TARUMANAGARA, Buku PENAWARAN PROGRAM TAHUN AKADEMIK 1991-1996(1991), UNIVERSITAS KATOLIK PARAHYAGAN, Buku PEDOMAN UNIVERSITAS KATOLIK PARAHYAGAN 1990/1991 (1990), FAKULTAS HUKUM UNIVERSITAS ISLAM INDONESIA, Buku PEDOMAN (1990).

## 二 犯罪被害者に関する調査研究の動向とその内容

一九七〇年代が『インドネシア被害者学の黎明期』であるとするならば、一九八〇年代は、被害者学会議やその他被害者学関連のセミナーが各地で開催され、また、犯罪被害者に関する様々な調査研究が行われるようになった『インドネシア被害者学の展開期』であるということができよう。初期の被害者調査における内容は、犯罪被害の実態、被害者特性、犯罪発生における被害者の関与度といった被害者化に関するものが大半を占めていたものの、八〇年代後半からは、新刑事訴訟法の定着に伴い、刑事手続における被害者の地位や保護をテーマとする研究も徐々に見られるようになってきている。本章では、インドネシアにおける被害者調査の一端を紹介しながら、同国における犯罪とその被害を巡る状況を概観することにする。

犯罪被害者に関する初期の調査として重要なものに、一九八一年から八二年にかけて統計中央局(Biro Pusat Statistik)が実施した犯罪被害調査がある。<sup>(29)</sup>インドネシアでは、統計中央局が発行する犯罪統計(Statistik Kriminal)が唯一の刑事司法統計であり、現在、警察統計、司法統計、矯正統計の三種類が公刊されている。<sup>(30)</sup>しかし、これらの統計は、各機関が独自に集計したのではなく、統計中央局がアンケート調査方式で全国から集計したデータに基づいているため、精度に不安が残るばかりか、そもそも、警察統計については、例えば、一九八六年の認知件数が重罪・軽罪含

めて二四万四、四九六件となっており、<sup>(31)</sup> 交通業過事件が計上されていないことを考慮に入れたとしても、約一億七、〇〇〇万人という当時の総人口に照らし極端に少なすぎることから、予測される膨大な暗数との関係で、これらの統計の有用性を疑問視する向きが多い。<sup>(32)</sup> 統計中央局による犯罪被害調査は、こうした公式犯罪統計の不備を補い、犯罪情勢と犯罪被害の実態をできるだけ正確に把握することを目的として実施されたものである。ただ、本調査は、犯罪被害調査として独立に実施されたものではなく、全国経済社会調査(Survei Sosial Ekonomi Nasional)の一環として行われたものであるため、調査自体が社会福祉的な視点に立脚していることは否定できないが、調査項目の内容や分析結果など本調査が犯罪被害調査として遜色のないものであることは間違いなく、インドネシアにおける被害者学史的初期の段階においてこうした全国規模の犯罪被害調査が実施されている事実は特記してよいであろう。さらに、この被害調査は一九九一年に全国経済社会調査の一環として再度実施され、一九九三年に報告書がまとめられている。<sup>(33)</sup> 以下では、この九一年の調査結果から幾つかデータを拾って紹介することにする。

調査は、インドネシア全二七州を対象とする大規模なもので、一九九〇年の国勢調査の際用いられた段階的標本抽出法に基づいてサンプリングした一般家庭約四万五、〇〇〇世帯を対象に行われている。<sup>(34)</sup> それによれば、一九九〇年の一年間に何らかの犯罪被害に遭った世帯は、インドネシアの世帯総数約四、〇〇〇万世帯分に換算して、一五七万三、〇〇八世帯となっており、犯罪被害総数は一七三万八、一九七件である。<sup>(35)</sup> 一九九〇年におけるインドネシアの総人口を一億七、九三八万人として犯罪率を計算すると、人口一〇万人当たり約九七〇人となる。また、一九八二年の調査結果では、被害総数一八一万九、七八七件、人口一〇万人当たりの犯罪率は一、一九二件となっている。<sup>(37)</sup> これに対し、インドネシア国家警察の公表したデータによる一九九〇年の認知件数が二〇万二、六六〇件、人口一〇万人当たりの犯罪率が一一三であることから、<sup>(38)</sup> 単純計算でも八倍以上の暗数率となっていることがわかる。この外、一九九一年の調査によると、被害総数の七割近くを窃盗が占めているものの、凶悪犯罪についても、殺人三、二二七件、強姦四、六六九件

強盗に至っては六万五、〇〇〇件近い被害が報告されている<sup>(39)</sup>。これらのデータの評価については慎重を期する必要があることはいうまでもないが、本調査で興味深いのは、被害者の犯罪通報率に関する分析結果である。それによると、右の犯罪被害総数のうち、被害者が警察に被害を通報したケースは一九万二、三二一件と全体の一一％に過ぎず、政府機関や軍関係機関などに届け出たケースを含めても三五％にしかならない。つまり、残りの六〇％以上もの被害は全くどこにも届け出がなされていないことが明らかにされている。被害をどこにも届け出なかった理由については、「届け出ても何の利益もない」が最も多く三三・八％を占め、以下、「届け出るのが不適當だと思った」(二〇・二％)、「自分で解決できると思った」(一四・七％)、「面倒なことになるのが心配または怖かった」(九・三％)、「時間の無駄だと思った」(九・一％)、「届け出なければいけないとは知らなかった」(二・六％)となっている<sup>(40)</sup>。さらに、調査では、通報後の事件処理についても分析が行われており、「被害届は受理されず」(二・九％)、「被害届は受理されたものの、その後の対応なし」(三七・五％)、「被害届は受理されたものの、事件は未解決」(二四・一％)、「被害届は受理され、事件は非公式に解決(和解など)」(二九・一％)、「司法手続に従い、事件は裁判所に送致」(六・三％)との結果が示されている<sup>(41)</sup>。この点について、八二年と九一年の調査では殆ど変化は見られず、特に、八二年の調査では、警察等の機関に通報された犯罪事件のかんりの割合が未処理なしし未解決となっている状況を「喜ばしくない」とし、被害者が通報を躊躇するのも、こうした事件処理を巡る警察の対応と関係があるものとの意見が付されている<sup>(42)</sup>。

被害者の犯罪通報率については、被害者学会議の報告においても触れられている通り、低い通報率が膨大な暗数を生む一因となっており、効果的な犯罪対策や被害者保護対策の樹立にとって障害となりかねないことから、その背景を探る調査が試みられている。ブラウイジャヤ大学のイニヨマン・ヌルジャヤ法学士は、東ジャワ州マラン市における調査に基づき、被害者の犯罪通報率に影響を与える要因について分析を加えている<sup>(44)</sup>。それによれば、調査の対象となった犯罪被害者一二〇人のうち、約半数の者が被害をどこにも届け出なかったと回答し、被害を届け出た被害者も、

その約七割は区長 (Kepala Kerurahan) や隣組長 (Ketua Rukun Tetangga / Rukun Warga) といった自治体の長に報告しているだけで、警察に通報した被害者は二四％に過ぎなかった結果が示されており、先の統計中央局の調査結果を裏付ける形となっている。被害を届け出なかった理由については、大半の被害者が、時間と費用と労力の無駄である、事件処理に時間がかかり、面倒であるといった理由を掲げている。また特に、警察への通報を躊躇する一般的な理由として、時間・費用・労力の無駄である、警察の対応の質が悪い、警察は被害者に同情的でない、といった回答が寄せられている。以上の結果を踏まえた上で、調査者は、市民が警察への被害届もしくは告訴を躊躇する背景として、社会共同体間の団結が強く、紛争を回避したがる傾向があると共に、社会の指導者に対する指向性のある法文化が存在すること、市民の法意識が低いこと、被害届や告訴を受理する機関に関する市民の知識が不足していること、一部に、市民によって許容され得ない警察職員の態度または行為があること、警察による対応の質が低いと見做されていること、の五つを指摘している<sup>(45)</sup>。ただ、報告書中、治安の維持には市民と警察の相互協力が不可欠であり、被害届の提出は市民の義務であるとの主張が随所に見られるなど、本調査の視点は、専ら治安維持の面に向けられており、被害者保護に力点を置いた調査でないことに注意する必要がある。

この外、インドネシアにおける全国的な犯罪被害調査には、一九九二年、ローマの国連国際犯罪司法研究所 (UNICRI) が企画した各国被害者調査の一環として実施されたものがある<sup>(47)</sup>。インドネシアにおいてこの調査を担当したのは、アイラング大学のサヘタピー教授を代表とするプロジェクトチームである。調査対象地区には、インドネシアの地理的事情を考慮し、ジャカルタ、スラバヤ、メダン、パレンバン、ポンティアナック、ウジュンパンダン、マナド、アンボンの八つの州都 (ジャカルタは首都特別区) が選ばれ、それぞれの地区から、一、〇〇〇人、七五〇人、四〇〇人、三〇〇人、三〇〇人、三〇〇人、二〇〇人の合計三、五五〇人が調査対象者として抽出されている。調査対象者は二六歳以上の男女であり、異なる階層や学歴出身者が含まれるように配慮されている。調査の方法は、大学

の教員等による直接面接方式に依っている。

調査結果によれば、過去五年間に受けた犯罪の被害では、非侵入盗が最も高く一八・二％、続いて侵入盗一五・八％（未遂を含めると二五・七％）、車上窃盗一二・六％、器物（車両）損壊七・三％、自転車盗六・四％、暴行・脅迫五・九％、強盗五・〇％、バイク盗三・〇％、自動車盗二・六％と、財産犯を中心に被害経験率が高くなっている。<sup>(48)</sup> また報告書には、女性の場合の「性関連事件」の被害経験率が一〇・九％であるというデータが示されているが、この「性関連事件」(sexual incidents)が何を意味するか説明がないため明らかでない。もしこれが「強姦」や「強制猥褻」などの性犯罪を意味するものであるとするならば、この値は非常に高いと言わなければならない。<sup>(49)</sup> また、過去一年間に受けた被害の中には、消費者詐欺（二三・二％）と汚職（二九・四％）が含まれている。<sup>(50)</sup> ここにいう「汚職」とは、官庁などにおいて、いわゆる「袖の下」を要求されたような場合を指すものであろうか、やはり説明が欲しいところである。

警察への通報率については、車両盗は六〇％を超えているものの、車上窃盗では四五％に下がり、以下、暴行・脅迫三四％、非侵入盗三〇％、強盗二六％、侵入盗一六％、自転車盗一五％などとなっている。<sup>(51)</sup> また、「性関連事件」の通報率は、一〇％と最も低い値を示している。被害者が事件を通報しなかった理由としては、性関連事件の場合、「被害が重大でないから」が他の犯罪類型に比べ極めて高い値を示しているものの、報告書は、性犯罪における低通報率の背景として、「恥」の文化や「性」をタブー視する傾向に加え、事件が公になった場合、被害者たる女性の過失や不注意を避難する社会的傾向がインドネシアに存在していることを指摘している。<sup>(52)</sup> これに対し、財産犯では、一般に、「警察は何もしてくれない」、「警察は何もできない」、「警察が嫌い」、「警察は（事件解決に）不適當である」といった警察や警察の捜査能力に対する不信感が通報しない理由の第一位を占め、二位以下の「被害が重大でないから」や「自分または家族で解決したから」を大きく引き離している。

こうした全国規模の被害調査の外、地域レベルでの地道な調査も各地で行われている。その一例として、ウタヤナ

大学のイ・クトウット・ライ・スティアブディ社会学修士等は、一九八七年から一九八九年にかけて二度に渡り、バリの地方裁判所における暴力犯罪事件の被害者特性について調査している。バリ・カラニアセム県を管轄とするアムラプラ地方裁判所における調査では、一九八三年から八七年までの五年間に事件処理が行われた全ての暴力犯罪事件（殺人、強盗、強姦、暴行、傷害）八七件を対象とし、犯人と被害者の年齢、性別、婚姻の有無、職業、居住地、それに犯罪発生地・時間といった特性を明らかにした上で、犯罪の発生における被害者の関与度について分類を試みている。続くバリ・バトゥン県を管轄とするデンパサル地方裁判所における調査でも、前回とほぼ同じ手法を用い、ただ、調査対象となる犯罪については、暴行と傷害事件の被害者に限定している。しかし、その調査結果をみると、暴力犯罪の被害者は犯人の友人、家族、近隣、同郷の者といった犯罪発生以前から面識がある者であるとか、加害者を挑発・刺激したりするなどの有責被害者が少なくないといったように、凡そ、その内容は被害者化に関する従来の研究成果を追証するに止まっている。<sup>(55)</sup>

インドネシアにおいて、被害者学はまだ認知されて間もない新しい学問分野であり、犯罪被害に関する調査研究も十分でないことから、右のような実態調査による基礎データの蓄積も重要な作業であるかもしれない。しかし、インドネシアには、同国特有の文化的背景や経済事情から生じる犯罪の被害について重要なテーマが沢山あり、もっと、そうしたテーマに対し被害者学研究者の関心が寄せられてしかるべきであろう。例えば、インドネシアには強い応報感情や私的報復の習慣が存在していることから、犯人が被害者やたまたま現場に居合わせた群衆から暴行を受け、重症を負ったり、死亡するといった例は枚挙に遑がなく、<sup>(56)</sup>これなどは、まさに「犯罪者の被害者への転化」または、その逆の「被害者の加害者への転化」の一例ではないかと思われる。また、インドネシアには、こうした衝動的・突発的な私的報復の外に、伝統的価値観に基づく私的報復の慣習が特定の地域の人々によって受け継がれており、犯罪（被害）の発生に大きな影響を与えている。その一つに、南スラウェシのマカッサルやブキス地方に残る「シリ」(siri)

の慣習がある。この地域の人々は「シリ」と呼ばれる一種の名誉心を誇りとしており、これが他人によって傷つけられた場合、「シリ」を傷つけられた本人（被害者）は、名誉を傷つけた者を殺すことによって「シリ」を回復しない限り、もはや人間として扱われないというものである。<sup>(57)</sup>「シリ」を失った者がその回復のために加害者を殺すことは報復とは見做されず、同地域では、果たされるべき道徳的義務として捉えられる。しかし、こうした行為が近代法上、犯罪を構成することは勿論であり、警察や検察を始め現地の法執行機関は対策に苦慮している。如何なる行為が相手の「シリ」を傷つけることになるかは必ずしも決まっておらず、人の頭を触ったり、平手で人を殴ったりしただけで「シリ」を傷つけたことになる地方もあるとされるが、一般に、傷害や殺人、姦通や駆け落ちといった犯罪行為や不貞行為が原因となることが多いようである。これは何も山間部の限られた民族の話ではなく、ウジュンパンダンなどの都市部を含む同地方出身の人々によって広く共有されている価値観であることに注意すべきである。一九九二年一〇月にインドネシア大学で開催された第一回矯正会議において、ウジュンパンダン社会化施設（刑務所）のハサヌディン所長（当時）により、同施設における過去二年間の一日平均収容人員七一〇人のうち、七三%が殺人罪による重懲役受刑者であり、殺人の動機の大半がこの「シリ」に関するものであるとの報告がなされていることから、<sup>(58)</sup>「シリ」による犯罪とその被害が如何に深刻な問題となっているかがわからう。こうした犯罪親和性のある文化は、南スラウエシの外、南北スマトラやランブンなどインドネシア各地でみられ、特に、東ジャワのマドゥーラ地方に伝わる「チャロ」(Caro)も「シリ」と似た側面があり、犯罪の原因となっているといわれる。<sup>(59)</sup>

このように、非伝統的・偶発的報復行為にせよ、慣習としての報復行為にせよ、刑事司法の領域において重大な問題を孕んでいるにもかかわらず、これらの問題は、文化人類学ないしは社会学の研究対象となったことはあれ、犯罪学や被害者学の立場からは必ずしも十分な研究が行われてきていないとは言えないことから、今後、こうした現象に起因する被害の実態と背景について明らかにし、有効な対策の確立に向けての提言を行うことは、インドネシアにおけ

る被害者学の重要な課題になり得るものと思われる。さらに、後述するように、インドネシアに現存する慣習には加害者・被害者間の和解手続的要素が含まれており、現在、同国の司法制度も慣習法に基づく刑事事件の非公式処理を一定の範囲で認めていることから、こうした慣習刑事手続についても被害者学的視点からの研究が可能となる。この外、消費者犯罪や企業犯罪など開発途上にある国の社会的・経済的不安定性や流動性の間隙を突いて発生する様々な犯罪の被害者、開発の副産物としての環境犯罪の被害者、社会に潜在する種々の差別や対立から生ずる犯罪の被害者といったように、社会・経済・文化面での変革期にあるインドネシアにおいて被害者学の研究対象は尽きることなく、そうした意味において同国の被害者学が果たすべき役割は大きいといえよう。

- (29) Biro PUSAT STATISTIK ed., SURVEI SOSIAL EKONOMI NASIONAL 1982 – STATISTIK KRIMINIL [SEPTEMBER 1981-AGUSTUS 1982] (1985) [hereinafter cited as Biro PUSAT STATISTIK 1985].
- (30) 犯罪統計は、一九七二年版以降七九年版までは、警察・司法・矯正統計をまとめたものが公刊されていたが、一九八〇・八一年（合冊）版以降は、それぞれ独立した統計書が公刊されている。しかし、警察統計については、一九八六年版（一九八八年刊）を最後に、現在、休刊中である。
- (31) Biro PUSAT STATISTIK ed., STATISTIK KRIMINIL – SUMBER DATA KEPOLISIAN 1986, at 20 (1988).
- (32) インドネシアにおける犯罪統計の整備を主張する意見として、B. Mardjono Reksodiputro, *Kebutuhan Akan Statistik dalam Usaha Pencegahan Delinkuensi Anak*, in: PARODOS DALAM KRIMINOLOGI 27 (J. E. Sahetapy & B. Mardjono Reksodiputro eds., 1982).
- (33) Biro PUSAT STATISTIK ed., STATISTIK KRIMINIL (JANUARI 1990-PEBRUARI 1991) – SURVEI SOSIAL EKONOMI NASIONAL 1991 (1993) [hereinafter cited as Biro PUSAT STATISTIK 1993].
- (34) 被害調査報告書のなかに標本数に関する記載はなごが、母体となった全国経済社会調査の報告書のなかにデータが載せられていご。Biro PUSAT STATISTIK ed., STATISTIK KESEJAHTERAAN RUMAH TANGGA 1991 – SURVEI SOSIAL EKONOMI NASIONAL 1991, at 2 (1992).

- (35) *Id.* at 22-23. See also Biro Pusat Statistik ed., *STATISTIK INDONESIA 1992*, at 45 (1993). 尚、統計中央局社会統計課の担当者に直接確認したところ、被害調査報告中のデータは素データではなく、インドネシア全人口分に換算した推定値であるとのことである。
- (36) Biro Pusat Statistik 1993, *supra* note 33, at 19-21.
- (37) Biro Pusat Statistik 1985, *supra* note 29, at 21.
- (38) *Polri dalam Mengantisipasi Kejahatan Masa Depan: Angkatan Bersenjata*, Oct. 5, 1992, Mulyana W. Kusumah & Soeroto Siwanto, *Perlu Strategi Khusus untuk Menghadapi Kejahatan*, Merdeka, Oct. 29, 1992.
- (39) Biro Pusat Statistik 1993, *supra* note 33, at 35.
- (40) Biro Pusat Statistik 1993, *supra* note 33, at 22.
- (41) Biro Pusat Statistik 1993, *supra* note 33, at 23.
- (42) Biro Pusat Statistik 1985, *supra* note 29, at 11-12.
- (43) J.E. SAHETAPY ed., *supra* note 10, at 91-92, 96, Mardiono Reksodiputro, *supra* note 17, at 2-4, R. Wirjono Prasoedjo, *supra* note 19, at 9.
- (44) I NYOMAN NURDJAYA, SEBAB-SEBAB KENGANGGARAN MASYARAKAT MELAPORKAN / MENGADUKAN PERKARA PIDANA KEPADA POLISI (Malang: Universitas Brawijaya, 1982).
- (45) *Id.* at 36-38.
- (46) *Id.* at 23-25. 冠「ジャバワ」等の語は「Dewa Made Suartha, *Polisi dan Masyarakat sebagai Pemegang Peran dalam Pembinaan Keamanan dan Ketertiban Masyarakat*, 45 KERTHA PATRIKA 9 (1988).
- (47) J.E. SAHETAPY ed., *THE VICTIMS OF CRIME SURVEY 1992—INDONESIA* (report presented to UNICRI, 1992). 註釋「編者であるサクトゥー教授の御厚意により原文を入手した。
- (48) *Id.* at 15, 19.
- (49) *Id.* at 15, 19.
- (50) *Id.* at 15, 20.
- (51) *Id.* at 16, 21.

- (52) *Id.* at 16-17, 22.
- (53) IKETUR RAI SEPTIABUDHI, IMADE TJATRA YASA, IKETUR KENENG, NYOMAN SUWASTI & I DEWA NYOMAN SEKAR, LAPORAN PENELITIAN — PERANAN KORBAN DALAM KEJAHATAN KERERASAN — SUATU STUDI BERDASARKAN DATA DOKUMEN DI PENGADILAN NEGERI AMLAPURA (Denpasar : Universitas Udayana, 1988).
- (54) IKETUR RAI SEPTIABUDHI, IMADE TJATRA YASA, IKETUR KENENG, NYOMAN SUWASTI & I DEWA NYOMAN SEKAR, LAPORAN PENELITIAN — PERANAN KORBAN DAN HUBUNGAN KORBAN DENGAN PELAKU DALAM KEJAHATAN KERERASAN — BERDASARKAN DATA DI PENGADILAN NEGERI DENPASAR (Denpasar : Universitas Udayana, 1989).
- (55) SAMPE RANDA TUMANAN, PERANAN KORBAN DALAM KEJAHATAN PENGANIAYAAN — SUATU STUDI BERDASARKAN DATA DI PENGADILAN NEGERI SURABAYA (Surabaya : Universitas Airlangga, 1984) の同じく同様である。
- (56) また、人身事故を起した運転手が周囲に居合わせた群衆から殴り殺されるような事件も珍しくない。犯人に対する私的報復については論じたものとして、A. B. Loebis, *Sangat Mengejutkan*, Suara Pembaruan, Jun. 17, 1992, at 16.
- (57) 先に紹介した一九九〇年のインドネシア犯罪学会第一回大会において、インドネシア大学社会学部犯罪学科のムハマド・ムスタファ社会学修士が、このブキス・マカッサル地方における「シリ」と犯罪との関連およびその対策について興味深い報告を行っている。Muhammad Mustofa, *The Sociocultural Approach in Controlling Violent Crime — A Case Study of the Siri' Phenomenon in the Bugnese-Makassarese Community, South Sulawesi, Indonesia* (paper presented at "Conference on International Trends in Crime — East Meets West" held by Asosiasi Kriminologi Indonesia and Australian Institute of Criminology, 1990). 犯罪と「シリ」の関係に関する論著として、ムスタファ社会学修士の報告書中に掲げられたもの以外に、アンディ・ザイナル・アビディン元ハンサンディン大学（ウジエンパンダン）教授の論文が重要である。Andi Zainal Abidin, *Sekelumit Perbandingan Hukum Adat Pidana Sulawesi Selatan, Common Law dan Hukum Pidana Eropa Barat*, in: *Asas-Asas Hukum Pidana Bagian Pertama* 97 (1987). Andi Zainal Abidin, *Siri' Kriminalitas dan Pembinaan Hukum*, 3 MAJALAH BADAN PEMBINAAN HUKUM NASIONAL 49 (1979). また、「シリ」については、伊藤眞「殺意の背景」アミナ読本インドネシア（宮崎恒二＝山下晋司＝伊藤眞共編）一九九三）二一九—二三五頁に簡単な紹介がある。

(8) Hasanuddin, *Terpidana sebagai Sumber Daya Manusia dalam Pembangunan* 23 (paper presented at "Seminar Nasional Pemasyarakatan Terpidana I" held by Universitas Indonesia, 1992).

(9) トネーターのチャロドゴゴトゼ Eilly Touwen-Bouwma, *Keerasan di Masyarakat Madura*, in: AGAMA, KEBUDAYAAN, DAN EKONOMI—STUDI-STUDI INTERDISIPLINER TENTANG MASYARAKAT MADURA 159 (Huub de Jonge ed., 1989) に詳し。筆者は、その中で、トネ(remo)と呼ばれる資金集めを目的とする、一トネ(長選挙)にトネチャロの構造的促進要因として分析している。また、近年のチャロ関連事件について紹介した記事として、例として、*Pertitua Caroh di Klompangtimur*, 14(19) *TEMPO* 25 (1984), *Janda Dilarang Main Cinta*, 14(35) *TEMPO* 63 (1984)。種々トネトネのトネンにおける暴力犯罪と地域文化との関連性について、B.I.T. Tamba, *Kecenderungan Kejahatan dalam Tahap Pembangunan di Sumatra Selatan*(paper presented at "Seminar Kriminologi VI" held by Fakultas Hukum, Universitas Diponegoro & Asosiasi Pengajar Hukum Pidana dan Kriminologi Indonesia, 1991), H. HULMAN HADIKUSUMA, *MASYARAKAT DAN ADAT—BUDAYA LAMPUNG* (1990), SUNARTO, *PENGARUH SOSIAL BUDAYA TERHADAP KELAHATAN DENGAN KEKERASAN DI BANDAR LAMPUNG—LAPORAN PENELITIAN*(Bandar Lampung: Universitas Lampung, 1988)。

### 三 刑事手続における被害者の法的地位

#### 1 刑事手続の概観

刑事手続における被害者の地位について検討する前に、インドネシアにおける刑事手続の概略を簡単に紹介しておくことにする。

インドネシアの現行刑事訴訟法(Kitab Undang-undang Hukum Acara Pidana—KUHP)は、一九八一年二月三日に公布・施行されたもので、それ以前は、オランダ植民地時代の一九四一年にそれまでの国内規則(Inlands Reglement)—旧々刑(民)訴—を改正してできた現地人向けの改正国内規則(Herziene Inlands Reglement)—旧刑(民)訴—が適用されていた。現行法は、旧法に比べ、法の下の平等、適正手続、令状主義、無罪の推定、迅速裁判、公開

主義といった原則に明確に打ち出し、被疑者・被告人の人権保護に重点を置いたものとなっている。因に、インドネシアは、国民の九割近くがイスラム教徒であるが、イスラム教は国教ではなく、法律の分野においても、刑事法など公法についてはイスラム法の適用が排除されている。

事件の捜査は、原則として、国家警察職員または法律により特別の権限を付与された一定の文官公務員（入国警備官、関税査察官など）が行うものとされている。但し、刑事訴訟法の経過規定により、検察官にも汚職罪や国家転覆罪、経済犯罪といった特別刑法犯については捜査権があるものとされ、さらに、一九九一年の新検察庁法（一九九一年法律第五号）により、一般犯罪についても検察官に「補充取調権」なるものが認められるなど、検察官の捜査権復活の兆しがみられるが、この検察官の捜査権を巡る議論は未だ決着がっていない。

捜査官は、任意捜査の外、必要がある場合は、逮捕、勾留、捜索、差押といった強制捜査を行うことができるが、その際、令状主義の要請が働く。逮捕の期間は二十四時間以内とされ、それ以上被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、勾留に切り替えなければならない。勾留は、警察官、検察官、裁判官のいずれもが権限を有しており、警察官による勾留期間は原則として二〇日以内とされ、さらに四〇日まで延長が認められる外、検察官や裁判官による勾留についても期間の定めがある。このように、裁判官だけでなく、警察官、検察官のいずれもが勾留の権限を有しており、勾留状も勾留を執行する機関（警察など）において一定の階級を有する者が交付することになっているため、インドネシアの令状主義は通常概念の意味合いが異なることに注意すべきである。また、強制捜査の適法性を事後・中立的に審査するため、予備審判制度が設けられている。

捜査官は、捜査に着手した場合、検察官にその旨を通知し、捜査の打切り処分を行う場合を除き、捜査の終了と共に捜査書類を検察官に送致しなければならない。捜査書類を受理した検察官は、書類を審査し、捜査結果に不備があると判断した場合、刑事訴訟法の規定による限りは、検察官自ら捜査を行うことはできないため、補充捜査の指示と

共に、捜査書類を捜査官に逆送するものとされる。その場合、捜査官は補充捜査を行い、捜査書類を補充した上で、一四日以内に捜査書類を検察官へ再送致しなければならない。これが起訴前手続と呼ばれる制度であるが、前述したように、検察官の補充捜査権を巡っては意見の対立が見られる。

刑事事件の訴追については、国家訴追主義、起訴独占主義が採られており、私人訴追などの制度は採用されていない。従って、起訴・不起訴の決定は検察官の裁量に委ねられているが、ただ、不起訴は証拠不十分などを理由とする狭義の不起訴に限られ、いわゆる起訴猶予の権限は各検察官には与えられていない。それでも、インドネシアにおいて一般に起訴便宜主義が採用されているといわれている所以は、公共の利益のため事件を終結する特別の権限が検事総長に認められているからである。しかし、この権限が発動されるのも極めて稀で、しかも特殊な事情のある事件に限られていることから、一般の起訴猶予とは性質を異にしている。

尚、こうした起訴独占主義の弊害を補完するため、予備審判第二の機能として、捜査機関や被害者など事件に利害を有する第三者が、不起訴処分<sup>4</sup>の妥当性に関する審査を求めて裁判所に訴を提起することができ、後述するように、インドネシアにおける被害者手続関与制度の一端を構成している。

公訴提起の際、公訴官たる検察官は、起訴状と共に事件記録一式を全て管轄地方裁判所に送致する。いわゆる起訴状一本主義は採用されておらず、従って、公訴の提起を受けた裁判所は、事件の配付を行い、担当裁判官は第一回公判期日までに事件記録を精査することが許される。

公判では、一人の裁判長と二人の陪席裁判官の合議体で審理が行われる。公判は、公開宣言、起訴状朗読、証拠調、求刑、最終弁論、判決という過程を辿る。証拠調の手続は、大陸法系に属した旧法当時の名残りで、裁判官の訴訟指揮は極めて強力で、職権主義的な性格を帯びている。

公判の裁判の種類は、管轄違ひ、公訴棄却、有罪、無罪、全告発解除の五種類がある。全告発解除判決とは、無罪

判決が犯罪行為が合理的な疑いを超えるまで立証されなかった場合の裁判であるのに対し、行為自身の存在は立証できたが、当該行為が犯罪を構成しない場合の裁判であるとされている。尚、裁判手続には、以上のような通常取調手続の外、立証および法の適用が容易で、事件の性質が単純である場合の略式取調手続、三月以内の重懲役または軽懲役あるいは七、五〇〇ルピア以下の罰金に該当する事件等における微罪取調手続、道交法事件における道路交通違反事件取調手続があり、手続が簡略化されている。

刑事事件の場合、軍人や警察官による犯罪事件（軍事裁判所）の場合を除き、地方裁判所が第一審裁判所であり、その裁判に対し不服のある被告人または検察官は、各州毎に設置されている高等裁判所に控訴することができ、更に、最高裁判所へ上告の道が開かれている（三審制）。但し、第一審の裁判が無罪判決か一定の全告発解除判決の場合の控訴を認めない主旨の規定が刑事訴訟法に置かれていることから、議論があるものの、現在、それらの裁判については最高裁判所に対し直接上告できるものと解されている。この外、再審や非常上告の制度がある。

あと、少年手続については、そもそも少年の年齢に関する規定が曖昧な外（一応、一六歳未満）、裁判所の慣行として実施されている少年審判制度や終局処分としての保護処分制度があるものの、基本的には、成人と同様、刑事手続の性格を帯びている。

## 2 刑事手続における被害者の一般的地位

被害者による被害届(Laporan)や告訴(pengaduan)は、捜査機関にとっては捜査の端緒となり、被疑事件に関する情報源である一方、被害者にとっても、刑事手続の開始・不開始を左右する手続関与の一形態としての意味をもつ。特に、親告罪(Delik aduan)の場合、告訴の有無は起訴条件となる点で重要である。インドネシアにおいても、刑法(Ketab Undang-undang Hukum Pidana—KUHP)上、道徳に対する罪（二八四条・二八七条・二九三条）、名誉に対する罪

（三二〇条乃至三二二条。但し、三二六条を除く）、秘密漏泄の罪（三二二条・三二三条）、恐喝の罪（三六九条、三六八条は非親告罪）、違法出版・印刷の罪（四八三・四八四条）などが親告罪として規定され、その外、相対的親告罪として、親族相盜およびその準用規定（三六七条二項・三七〇条・三七六条・三九四条）が置かれている。しかし、「道徳に対する罪」の章において親告罪とされているのは、一二歳以上一五歳未満の女子に対する姦淫（二八七条）、未成年者に対する猥褻（二九三条）および姦通（二八四条）だけであり、強姦・準強姦（二八五条・二八六条）や強制猥褻・準強制猥褻（二八九条・二九〇条）などについては非親告罪となっている。従って、強姦事件の場合でも、被害者の意思とは無関係に刑事手続が進行するため、たとえ被害者が名誉保全の理由などから犯人の処罰を望まない場合でも、檢察が被疑者を起訴する以上、被害者は証人として公判に出廷しなければならず、その結果、被害者が、公判で弁護人の反対尋問による執拗な質問に晒されたり、本来、犯罪の立証とは関係のないプライバシーが明らかにされたりして、二次的な被害を蒙ることもあり得る。そこで、公判手続における被害者の保護が重要な課題となってくるが、現行刑事訴訟法は、非公開審理（二五三条三項但書）、被告人の退廷（一七三条）の措置を規定したに止まり、刑事手続における性犯罪被害者の保護は、専ら、檢察官や裁判官など実務家の裁量に委ねられているというのが現状である。一方、インドネシアの学界においても、強姦被害者に対する二次的被害の防止に関する議論はあまりみられず、むしろ、近年の強姦事件における量刑を不満とする世論を反映して、専ら、強姦罪に対する法定刑の引き上げに関心が集中しているようである。<sup>(60)</sup>

告訴の手続に関しては、刑事訴訟法中の規定の外、特に、告訴権者、告訴期間および告訴の取消しについては、刑法典中に規定が分かれて置かれている（七二二条乃至七五五条）。それらの規定によれば、犯罪の被害者その他一定の者は、準捜査官または捜査官に対し、口頭または書面により、被害届または告訴をなす権利を有するものとされているが（刑法一〇三条・一〇八条）、親告罪の場合、告訴は、犯罪の発生を知った日から、告訴権者が国内に在住している場合は六か月、国外に在住している場合は九か月以内にしなければならない（刑法七四条一項）。しかし、前章で述べたように、

インドネシアでは、被害者が警察に被害届を出したり、告訴をしたりすることには消極的であるといわれており、これには、同国の法文化や法意識の外に、警察を始めとする法執行機関の被害者に対する対応や市民との信頼関係などにも原因があることは、幾つかの調査結果が示すところである。<sup>(61)</sup> 被害者から被害届または告訴を受理した準捜査官または捜査官は、直ちに必要な措置を取り(刑法一〇二条二項・一〇六条二項)、届出人または告訴人たる被害者に対しては被害届受理証または告訴受理証を交付しなければならない(一〇八条六項)。告訴は親告罪における起訴条件となるものの、刑事訴訟法は、告訴人の権利または地位について何ら規定を置いておらず、ただ、一九八三年の司法大臣決定が、捜査の打切りまたは不起訴処分については、被害者にこれを通知すべしと規定しているに止まる。<sup>(62)</sup>

続いて、被害者は、捜査段階において、証人(witness)―参考人―として事情聴取の対象となり(一一六条乃至一一九条)、捜査官により召喚を受ける。被害者は召喚に応じて出頭する法律上の義務があり、出頭を拒否する場合、再召喚と勾引の処分がある(一一二条)。公判の段階においても、被害者は証人として召喚―出頭を拒否する場合は勾引―され(一四六条二項・一五二条二項・一五九条二項)、取調の対象となる(一六〇条一項b号)。その場合、裁判官は、証人がその意に反して陳述する結果を招くような事が行われ、または、質問が行われないよう配慮するものとし(一五三条二項b号)、強姦事件など「道徳に関する」事件においては公判を非公開とすることができ(同条三項但書)、また、被告人の在廷により証人が圧迫を受け十分な供述ができないと思料される場合は、証人の供述中、被告人を退廷させることができるなど(一七三条)、被害者を含む証人保護について刑事訴訟法に若干の規定が設けられている。

(60) 現行法では、強姦罪に対する法定刑は二年以下の重懲役、即ち、一日以上二年以下の懲役であるが、刑法改正草案では、新設される「刑の特別短期」制度により、強姦罪の法定刑の短期は三年、強姦致死傷罪は五年とされている。Sunaryatu Hartono, *supra* note 24, at 7.

(61) 被害者の刑事手続過程における待遇や法執行機関に対する意識について調査したものととして MUDZAKKIR, KORBAN KE-

JAHATIAN DALAM PERSPEKTIF PERADILAN PIDANA INDONESIA (Jakarta : Universitas Indonesia, 1992).

(22) 811 Lampiran Kepmenkeh. No. M.14-PW.07.03 Tahun 1983 tentang Tambahan Pedoman Pelaksanaan Kitab Undang-undang Hukum Acara Pidana.

### 3 附帯私訴

現行刑事訴訟法では、旧法と比較し、被疑者・被告人の人権保障については飛躍的な改善がなされたものの、被害者の情報獲得権や手続関与権など、被害者の刑事手続における地位については期待されたほどの進歩はみられなかった。それでも、現行刑事訴訟法中には、幾つか注目すべき制度も見られる。附帯私訴と予備審判の制度がそれである。

附帯私訴―損害賠償請求事件の附帯(penggabungan perkara gugatan ganti kerugian)と称される―は、文字通り、被害者が犯罪により蒙った被害に対する損害賠償の訴えを刑事訴追(公訴)に附帯させる制度で、フランスやドイツにおける制度に倣ったものである。制度の目的は、刑事訴訟法案上程直後の一九七九年一〇月九日、当時のムジヨノ司法大臣が国民議会(Dewan Perwakilan Rakyat - DPR)本会議において行った法案の趣旨説明のなかにもみられるように、被害者が蒙った損害の賠償手続を迅速化することによって、犯罪被害者に対する権利保護をより一層充実させることにある<sup>(63)</sup>。附帯私訴に関する法案の規定は、その後の審議過程において、開発職能会派(Fraksi Karya Pembangunan)から、附帯私訴が広く行使された場合、刑事手続の進行が阻害され、司法権基本法が定める「簡便、迅速、低費用」(sederhana, cepat dan biaya ringan)の原則にも反することになるとの消極意見が示されたりしているものの、結果的に、ほぼ無修正のまま議会を通過し、制度化に至っている。

現行の規定によれば、加害者たる被告人に対する刑事事件の公判を担当する裁判長は、犯罪により被害を蒙った者からの請求に基づき、損害賠償請求事件の刑事事件への附帯を決定することができる(九八一条)。原告適格については、条文中、「地方裁判所による刑事事件の取調において公訴事実となっている行為」により損害を受け、「既に支出し

た費用」のある者とされているだけで、その他、犯罪の種類などによる制限はない。但し、損害の内容については、後述するように、一定の制限がある。

附帯私訴の請求は、通常取調手続または略式取調手続による場合、検察官が求刑を行うまでに行う必要があるのに對し、微罪取調手続または道路交通違反事件取調手続の場合は、判決の言渡しまでであれば、随時これをなすことができる(同二項)<sup>(65)</sup>。附帯の決定がなされた場合、裁判所は、刑事事件の審理に続いて、または、それと並行して、請求事実の真实性および請求額の妥当性について審理を行う(九九条一項)。原告の請求を認容する場合、「被害者が既に支出した費用の填補の刑」、即ち、賠償命令の判決がなされる(同二項)<sup>(66)</sup>。但し、刑事事件の裁判が無罪または全告発解除判決であった場合、附帯私訴の請求は棄却される。<sup>(67)</sup>賠償額の範囲については、治療費や入院費といった財産的損害に限定され、精神的損害といった無形的損害に対する賠償は認められず、そうした無形的損害に対する賠償を請求する場合は、別途、民事訴訟を提起する必要があるとされている。<sup>(68)</sup>損害賠償請求訴訟に対する判決は、刑事事件判決の確定と同時に確定する(同三項)。刑事事件の裁判に對し控訴が提起された場合、損害賠償判決も控訴されたものとして扱われる(二〇〇条一項)。損害賠償の裁判を不服として上訴することはできない(同二項)。以上の外、刑事事件に附帯された損害賠償請求事件に對しては、刑事訴訟法に規定があるものを除き、民事訴訟法の適用を受けるものとされている(一〇一条)。

こうした附帯私訴の制度についても、幾つか制度上の問題が指摘されている。

まず、刑事事件の管轄裁判所が損害賠償請求事件に對する管轄権を有しない場合、附帯私訴請求は管轄違いにより却下され、被害者は改めて損害賠償請求訴訟を管轄権を有する他の裁判所に申し立てなければならぬとされる。<sup>(70)</sup>ところで、インドネシアには、我が国の簡易裁判所のような下級裁判所がないため、刑事・民事共に、第一審の管轄裁判所は地方裁判所(Pengadilan Negeri)<sup>(71)</sup>である。しかし、土地管轄については、刑事事件では原則として犯罪地を基準

とするのに対し（八四条一項）、民事事件では被告の住所または居所を基準とするのを原則とすることから（改正国内規則一一八条）<sup>(72)</sup>、被告人の住所または居所と犯罪地が一致しないような場合、被告（人）が応訴でもしない限り、附帯私訴請求は、管轄違いを理由として却下されることになる。しかし、被害者の訴訟負担の軽減、賠償の早期実現、矛盾裁判の回避という附帯私訴本来の趣旨に照らした場合、こうした事態が望ましくないことは明らかであるから、立法論としては、刑事事件の管轄権を有する地方裁判所は、附帯私訴による損害賠償請求事件についても管轄権があるものとすべきであろう。

次に、賠償額の範囲についても検討の余地がある。前述したように、刑事訴訟法は賠償額の範囲を「被害者が既に支出した費用」と規定していることから、文字通り解釈するならば、賠償額の範囲は財産的損害、しかも、被害者が実際に蒙った過去の出費に限定されることになってしまい、附帯私訴による限り、犯罪による損害の一部しか填補されないことになる。この点に関する立法趣旨については、先の国民議会における開発職能会派からの批判に鑑みた場合、損害賠償の範囲を余りに拡大すると、裁判官の賠償額算出の負担が重くなり、刑事訴訟の遅延を招きかねないことから、賠償額の範囲を立証・算出が容易な過去の具体的な財産的支出に限った可能性が強い。しかし、迅速裁判の原則を意識するあまり、被害者が附帯私訴により損害の一部しか賠償を受けられず、再度、損害賠償請求訴訟を提起しなければならぬとしたら、制度の本来の趣旨たる被害者救済の目的を果たし得ないばかりか、却って、関係者の負担を増大させることになろう。

この外、上訴について、損害賠償判決に対する上訴権を被害者に認めないのは不公平だとする見解がある<sup>(73)</sup>。というのも、被告人は、損害賠償判決に対してのみ上訴することは認められていないものの、刑事事件判決に対して控訴すれば、損害賠償判決についても自動的に控訴扱いとなるため、実質的には上訴権が認められているようなものだからである。確かに、検察官は公益の代表者であると同時に、被害者の利益をも代表していると考えられることから、被

害者は検察官に上訴を期待することもできるが、あくまでこれも消極的な手段に過ぎない。

ところで、以上のような制度上の問題もさることながら、附帯私訴を巡る運用上の限界も指摘されている。附帯私訴の全国的な適用状況については、公式統計が公表されていないこともあり、明らかでないが、地域を限定した調査では、ブラウイジャヤ大学のスミヤント法学修士が、一九八九年、東ジャワ州マラン地方裁判所における七二四件の刑事事件(通常事件一六七件、略式事件五五七件)を調査したところ、被害者が損害賠償を請求したケースは一件もなかったと報告している<sup>(74)</sup>。また、ディポネゴロ大学のムラディ教授も、中部ジャワ州高等裁判所における調査結果から、交通事件における附帯私訴はしばしばみられるものの、暴行や傷害、その他の犯罪事件における附帯私訴の請求は殆どなかったとの事実を明らかにしている<sup>(75)</sup>。このように、一九八一年の制度化以来、既に一〇余年が経過しているにもかかわらず、附帯私訴の請求件数は依然として限られているようである。その原因としては、制度に対する被害者の認知度が低いこと、手続が面倒で高額のコストがかかるという印象から被害者が裁判所とかわりたがらないこと、など被害者自身の意識や知識の問題もさることながら、賠償能力の限界という犯罪者側の問題が大きいと言われている<sup>(76)</sup>。インドネシアのような発展途上国では、犯罪者の生活水準は概して低く、その大半は賠償能力のない者であることから、被害者もそうした事態を予想し、結局、損害の回復を断念せざるを得ないのであろうと思われる。

このように、被害者保護を目的として新たに設けられた附帯私訴の制度も、犯罪者の賠償能力という現実的問題の前に無力化されてしまっている状況にある。既述したような附帯私訴の制度上の問題を巡る議論が十分に尽くされていないのも、学説や判例の形成に十分な数の裁判例が上がってきていないからであるとも考えられよう。

(73) H. IMRON ROSJADI & H. ZAIN BADIJBER eds., *PROSES PEMBAHASAN DPR-RI TENTANG R.U.U. HUKUM ACARA PIDANA 174-175* (1979).

(74) *Id.* at 210. 同会派に属するアルバート・ハシプアン議員の法案に対する一般見解のなかで示されている。これに対し、ム

- ジョン司法大臣は、一般見解に対する政府答弁のなかで、附帯私訴は、一般に時間と費用のかかる民事手続によらないこととして、却って、迅速、簡便、低費用の司法の原則に叶うものである(主旨)と主張している。Id. at 286. ついにこう「迅速、簡便、低費用」の原則とは、司法権基本法四条二項に根拠を有するものである。§4(2) U.U. No.14 Tahun 1970 tentang Ketentuan-ketentuan Pokok Kekuasaan Kehakiman (L.N. 1970-74).
- (65) 九八条二項後段にいう「公訴官が在廷してこなければならない場合」とは、刑事訴訟法第一六章六節の即決取調手続に属する微罪取調手続および道路交通違反事件取調手続を意味する。
- (66) 条文や判決中には hukuman (刑)の語が用いられているが、損害賠償判決の法的性格について問題とならぬ。尚、刑事事件において有罪とされた未成年者(十二歳未満で未婚である)一民法三三〇条)に対しても、附帯私訴に基づく損害賠償を命ずることがなされた最高裁判例がある。Putusan M.A. No.122/K/Pid/1983 tanggal 25 Mei 1983. See Ali Boediarjo, *Gugat Ganti Rugi Uang Gabungan Pidana dan Perdata*, 68 *VARIA PERADILAN* 56 (1991).
- (67) 刑事訴訟法中には規定がないが、施行細則にこつて定められた一九八二年の司法大臣決定に規定がある。Kepmenkeh. No. M. 01. PW. 07. 03 TH. 1982 tentang Pedoman Pelaksanaan Kitab Undang-undang Hukum Acara Pidana. See DEPARTEMEN KEHAKIMAN RI ed., *PEDOMAN PELAKSANAAN KITAB UNDANG-UNDANG HUKUM ACARA PIDANA* 12(1982), H. IMRON ROSJADI & H. ZAIN BARDJEBER eds., *supra* note 63, at 175. したがって、民法三三〇条の「損害賠償を命ずる」ということがなされた最高裁判例がある。Putusan M.A. No.122/K/Pid/1983 tanggal 25 Mei 1983. See Ali Boediarjo, *Gugat Ganti Rugi Uang Gabungan Pidana dengan Perkara Pidana*, 14 *Mimbaw Hukum* 22, 30 (1991).
- (68) DEPARTEMEN KEHAKIMAN RI ed., *supra* note 67, at 140-141.
- (69) 上訴期間は、控訴の場合、判決の告知から七日(二三三条一項)の上告の場合は、一四日である(二四五条一項)。
- (70) M. YAHYA HARAHAR, *PEMBAHASAN PERMASALAHAN DAN PENERAPAN KUHPAR JILID II*, at 607 (1986).
- (71) 地方裁判所は、各県(Kabupaten)および県と同列の市(Kotamadya)毎に設置される。§4(1) U.U. No.2 Tahun 1986 tentang Peradilan Umum (L.N. 1986-20). 一九八九年現在、インドネシア全国に一九一の地方裁判所が置かれている。Biro Pusat Statistik ed., *STATISTIK KRIMINAL—SUMBER DATA PENGADILAN NEGERI 1988-1989*, at 5 (1992).
- (72) SUDIKNO MERTOKUSUMO, *HUKUM ACARA PERDATA INDONESIA—EDISI KETIGA* 59 (1988).
- (73) M. YAHYA HARAHAR, *supra* note 70, at 608-609, MARTIMAN PRODJOHAMIDJOGO, *PEMBAHASAN HUKUM ACARA PIDANA DALAM TEORI DAN PRAKTEK* 98 (1988).

(74) SUMIYANTO, LAPORAN HASIL PENELITIAN TENTANG EFEKTIVITAS PERLINDUNGAN HAK-HAK KORBAN KEJAHATAN UNTUK MENUNTUT GANTI KERUGIAN—SUATU KAJIAN DARI SEGI VIKTIMOLOGI 40-43 (Malang: Universitas Brawijaya, 1989).

(75) MULADI, LAPORAN PENELITIAN TENTANG IMPLEMENTASI PERLINDUNGAN KORBAN TINDAK PIDANA DALAM HUKUM PIDANA FORMIL DAN HUKUM PIDANA MATERIIL 41 (Semarang : Universitas Diponegoro, 1989).

(76) ハンター・ランブンのタンジュン・カラン地方裁判所における窃盗事件の被害者に対する調査による。FIRGANEFI, FAKTOR-FAKTOR YANG MEMPENGARUHI INTENSITAS TUNTUTAN GANTI RUGI OLEH KORBAN KEJAHATAN PENCURIAN—LAPORAN PENELITIAN(Bandar Lampung: Universitas Lampung, 1990). See also SUMIYANTO, *supra* note 74, at 42-43.

#### 4 予備審判(プラプリアティラン)

新刑事訴訟法が導入したもう一つの新しい制度が予備審判(*praperadilan*)である。<sup>(77)</sup> *pra* は、英語の *pre* と同く、「予め」、「以前の」にいった意味の接頭辞であり、*peradilan* は、*adil* (公平な、公正な)を語幹とする派生語で、「司法」「裁判」を意味することから、この *praperadilan* の語は、さしずめ「予審」乃至は「予備審判」といった訳になるうかと思われる。ただ、制度の機能に着目した場合、このプラプリアティランはフランスの予審(*instruction préparatoire*)やアメリカの予備審問(*preliminary hearing/examination*)とは内容を異にしているため、これらの訳語は誤解を招く恐れがある。しかし、こうした訳語の問題があることを認識しつつ、本稿では、取り敢えず予備審判の語を用いて論を進めることにしたい。

さて、予備審判とは、刑事訴訟法の規定によれば、①逮捕または勾留の適法性、②捜査または訴追の打ち切りの適法性、③裁判所に送致されなかった事件の被疑者補償または復権の請求に関する審査および決定を行うための地方裁判所の権限をいうものとされている(二条一〇項・七七条)。①については、逮捕または勾留という強制処分の対象となっ

た被疑者がその処分の適法性の審査を裁判所に請求する場合であり（七九条）、また③については、警察や検察の段階で手続が打切られた事件の関係者が被疑者補償の請求を行う場合で（八一一条・九五条二項）、いずれも、この予備審判の手続によるというものである。しかし、ここで注目したいのは、捜査官、公訴官（検察官）または利害を有する第三者は、捜査または訴追の打切り処分の適法性に関する審査を地方裁判所に対し請求することができ（八〇条）、処分が違法であるとの決定がなされた場合、捜査機関は当該事件に対する捜査を継続し、検察官は被疑者を起訴することを義務付けられるという捜査強制・起訴強制手続的な予備審判②の機能である。というのも、この場合の予備審判の請求権者たる利害を有する第三者とは被害者またはその家族を意味し、犯罪の被害者は、この予備審判の手続を通じて自らの意思を刑事手続に反映させることができるからである。

前述したように、捜査官は、犯罪の捜査に着手した場合、原則として、捜査した全ての事件を検察官に送致しなければならぬが、その例外として、証拠不十分、または当該事件が犯罪を構成しないことが明らかとなった場合、或いは、法が定める一定の事由が存在する場合（一事不再理、被疑者の死亡、公訴時効の成立。刑法七六条及至七八条）、捜査を打切ることができるものとされている（一九九条二項）。一方、事件の送致を受けた検察官は、捜査結果に不備がある場合は、原則として、捜査官たる警察職員に補充捜査を依頼するなどして訴追の準備を進めるものとされるが、それでも、先の捜査打切りと同様の事情が認められる場合、即ち、証拠不十分、当該事件が犯罪を構成しないことが明らかとなった場合、または法が定める一定の事由が存在する場合は、訴追の打切り、即ち、不起訴処分の決定を行うことができる（二四〇条二項）。そして、これらの決定が行われた場合、捜査官ないし検察官は被疑者に対し決定について告知する外、当該犯罪の被害者に対しても通知しなければならないとされている。<sup>(79)</sup>

しかし、捜査や起訴実務は、法執行機関たる警察や検察の職務遂行能力に左右されることが少なくないばかりか、こうした処分決定の際に担当官の恣意的な判断が入り込む余地がないとも限らない。そこで、法は、法執行機関の専

断的な処分決定を牽制し、刑事手続に被害者の意思を反映させる手段として、捜査の打切り処分または不起訴処分の決定に不服のある被害者が、捜査または訴追機関とは独立した第三者的機関たる裁判所に対し、処分の適法性、即ち、捜査打切りまたは不起訴の処分が法定の要件を具備しているかどうかについて審査の申し立てを行うことができるようにしたものである。尤も、こうした予備審判の機能が当初から立法者の意図するところであったかどうかについては疑問な点が多い。というのも、この予備審判制度は、上程された法案中には規定がなく、国民議会における審議の過程において、第①番目の機能たる強制処分に対する事後的司法審査を主たる目的とした制度として浮上し、条文に付け加えられたものだからである。結局のところ、刑事手続への被害者関与という予備審判の機能はむしろ制度の副産物で、違法な強制処分に対する救済措置を設けることで被害者の人権保障をより確実なものにすると同時に、現行法により採用されることとなった捜査機関と訴追機関の役割分担の原則（捜査は警察、訴追は検察）から生ずる各機関の非協調的活動を相互に牽制し、よって刑事手続の運用を公正且つ円滑ならしめるところに制度本来の趣旨があったものと考えられる。インドネシアでは、現在でさえ、予備審判を被害者の手続関与制度として捉える傾向は余り見受けられない。しかし、いずれにせよ、この予備審判制度の誕生が、結果的に、被害者の刑事手続における新たな地位の創設をもたらしたことは確かである。そこで次に、予備審判の手続について概観し、制度上の問題について若干の検討を加えることにする。

捜査または訴追の打切り処分の適法性に関する予備審判の場合、請求権者は、捜査官、公訴官、または、利害を有する第三者とされている（八〇条）。従って、捜査の打切り処分の決定に対しては公訴官たる検察官が、不起訴処分の決定については捜査官たる警察職員が予備審判の請求を行うことができる外、利害を有する第三者は、いずれの決定についても予備審判を請求することができる。この場合の利害を有する三者とは、一般に、被害者およびその家族、またはその代理人を意味するものと解されているが、その範囲については議論がある。<sup>(82)</sup>

請求は、審査の対象となる処分を行った警察または検察庁の所在地を管轄とする地方裁判所の長に対して行う。請求期間については、予備審判の請求に関する審理が未了のまま本件に対する公判が始まった場合、予備審判の請求は失効するという規定があるものの（八二条一項d号）、これは逮捕または勾留の適法性に関する予備審判を前提としたものと考えられ、捜査の打切りや不起訴処分の決定に関する予備審判の請求期間については何ら定めがない。しかし、請求期間を無制限とすることは、決定により生じた法的効果を不安定なものにするばかりか、被疑者にとって不利益となる場合があるため、一定の期限を設定する必要がある。

地方裁判所長は、請求を審査するための裁判官一人を指名し（単独制）（七八条二項）、担当裁判官は請求受理後三日以内に審判期日を指定しなければならない（八二条一項a号）。審判では、請求人たる被害者や担当警察職員または検察官といった関係者から事情を聞くなどして請求事実に関する取調が行われ、遅くとも七日以内に決定が行わなければならない（同b・c号）。ただ、この場合の七日という期間の起算日がいづつであるかについて法は明記しておらず、学説上も、請求受理日ないし審判期日決定日とする説と第一回審判日とする説との間で対立があるが、請求人たる被害者の立場からすれば、迅速な裁判が期待できる前説の方が一応有利ということになる。

審判の結果、請求が認容され、捜査の打切りまたは不起訴処分が違法である旨の決定がなされた場合、検察官は事件の被疑者を起訴しなければならず、また、捜査機関も事件の捜査継続を義務付けられる（八二条三項b号）。ただ、後者の場合、捜査機関は最終的に事件を検察官へ送致することまで義務付けられるかどうかについては意見の分かれるところであるが、予備審判の請求人が検察官の場合もあるわけであるから、少なくとも事件の送致は義務付けられるものと解すべきであろう。ただ、刑事訴訟法は、捜査段階における予備審判の決定は、公訴官による取調の段階において再び予備審判の取調を行うことを妨げるものではないと規定していることから（同一項e号）、予備審判の決定に基づいて再捜査が行われ、検察官へ事件が送致された後、検察官が不起訴処分の決定を行った場合、被害者は再び予備

審判の請求をなすことができると解される。

上訴について、法は、予備審判の決定に対する上訴を認めないとの原則に立ちながらも(八三条一項)、捜査の打切りまたは不起訴処分が違法である旨の決定についてはその例外とし、捜査官または検察官は管轄の高等裁判所に対し抗告―条文では控訴と称される―を申し立てることができるものとした(同一項)。<sup>(86)</sup> 捜査の打切りまたは不起訴処分が適法であるとの決定に対しては抗告が認められていないため、抗告権者は捜査官または検察官に限られ、請求を斥れられた被害者が抗告を提起することはできない。これは、捜査・訴追機関による処分の妥当性・適法性に関する司法審査の機会を一度に限定することで、被害者の意思ばかりが極端に反映され、被疑者に不利となったり、裁判所や関係機関が必要以上の労力と時間をとられ、職務の遂行に支障を来たすのを避けるために取られた方策であると思われる。抗告審における高等裁判所の決定に対して更に抗告をすることは認められていない(同一項)。これに対し、右の場合の例外を除き、予備審判の決定に対する上訴の道は閉ざされていることから、一部に、少数ながら、最高裁への特別抗告―これも、上告(Kasasi)の語が用いられているが妥当でない―を認めるべきだとの有力説があるものの、<sup>(87)</sup> 先の司法大臣決定もこれを認めない旨規定し、判例も一環として否定説の立場をとっている。<sup>(88)</sup>

このように、被疑者・被告人に対する権利保護に欠け、被害者の保護に関しても何ら規定を置いていなかった旧法に対し、人権保護の点で大きく改善のなされた新刑事訴訟法においても画期的な制度とされ、成果が期待された予備審判制度であるが、現在まで、予備審判に関する全国的な統計も公表されておらず、また、実態調査もごく限られた地域を対象としたものしか実施されていないため、<sup>(89)</sup> その適用状況を把握するには断片的なデータに頼らざるを得ない状況にある。公表された統計の一部を紹介しておく、一九九〇年六月二十七日、国民議会第一委員会における公聴会において、サヌシ警察長官(当時)は、一九八二年から一九八九年までの予備審判の請求件数は六三二件であり、取下げられた三六件を除くと、一八八件が手続上の瑕疵による請求棄却となり、請求が受理された残り四〇八件のう

ち、三四〇件（八三・三%）が警察側の勝訴―処分が適法である旨の決定を意味するものと思われる―であったと報告している。<sup>(91)</sup> 詳細は不明であるが、予備審判のうち、逮捕・勾留などの強制処分を適法とする決定が大半を占めていることが想像され得る。また、一九八七年三月一〇日から二日間に渡って開催された「刑事訴訟法実施の評価に関するシンポジウム」における報告によると、一九八四年から一九八六年までになされた予備審判の請求一四〇件のうち、大半が逮捕・勾留の適法性の審査に関する請求であり、請求を認容し、処分を違法とした決定は二〇件であったという。<sup>(92)</sup> 八年間に六〇〇件余りという請求件数を多とみるか少ないとみるか、また、八割以上の請求却下率を高いとみるか低いとみるかは各人の判断を待つより外ないが、一つここで言えることは、予備審判の請求理由の殆どは強制処分の適法性に関するものであり、捜査打ち切りや不起訴処分を不服とする被害者による予備審判の請求はごく僅かに過ぎないということである。その原因として、制度に対する社会的認知度が低いこと、捜査段階において被害者は捜査の客体としての扱いしか受けず、法律上の権利について警察官や検察官から告知を受けることは殆どないであろうこと、被害者自身が弁護士を依頼したり、法律扶助協会(LBH)に相談したりすることも殆どないこと、などが考えられる。<sup>(93)</sup> また、これと同じことが、先の附帯私訴についても妥当しよう。インドネシアにおける被害者保護政策の課題として、刑事手続の進行状況および被害者の手続上の権利に関する情報提供の必要性が指摘される所以である。<sup>(94)</sup>

- (77) 予備審判に関する主要な文献として、以下のものがあろ。S. TANUSUBROTO, PERANAN PRA PERADILIAN DALAM HUKUM ACARA PIDANA(1983), RATNA NURUL AFIAH, PRAPERADILIAN DAN RUANG LINGKUPNYA(1986), LOEBBY LOGMAN, PRAPERADILIAN DI INDONESIA(1987), H.A.K. MOHAMAD ANWAR, CHALIMAH SUYANTO & SUNANTO, PRAPERADILIAN(1989), DARWAN PRINSI, PRAPERADILIAN DAN PERKEMBANGANNYA DI DALAM PRAKTEK(1993), 著者事例集としてO.C.KALIGIS, RUSDI NURIMA & DENNY KAULIMANG eds., PRAPERADILIAN DALAM PRAKTEK(1984), O.C. KALIGIS, RUSDI NURIMA & DENNY KAULIMANG eds., PRAPERADILIAN DALAM KENYATAAN(1988).
- (78) 尚、オランダ植民地時代、現地のヨーロッパ人に対して適用のあった一八四七年の刑事訴訟法規則(Reglement op de

- Strafvoeding) には、フランス治罪法 (Code d'instruction criminelle) に由来する予審判事 (Rechter Commissaris) の制度が設けられていた。この予審判事の制度は、その後成立したインドネシア人を対象とする改正国内規則 (HIR) には置かれていなかったものの、現行刑事訴訟法が成立する過程において、異なる機能をもつ制度として、その導入が検討されており (一九七四年草案)、最終草案では削除されたものの、予備審判制度の誕生に少なからず影響を与えたものと思われる。その意味で、インドネシアの予備審判制度の遙か遠い源流はフランスの予審制度にあるといえなくもないが、但し、最終的に成立した現行の予備審判制度はフランスやオランダの予審とは異なった内容の制度であることに注意する必要がある。See OEMAR SENO ADJI, HUKUM (ACARA) PIDANA DALAM PROSPEK 259-268 (1972), LOEBBY LOGMAN, *supra* note 77, at 29-41.
- (79) s11 Lampiran Kepmenkeh. No. M.14-PW.07.03 Tahun 1983.
- (80) 但し、検事総長による事件の終結 (起訴猶予) は、予備審判の審査対象から除外されてくる (刑法逐条解説七七条)。
- (81) 開発職能会派に属するアルバート・ハシプマン議員により行われた同会派の法案に対する一般見解演説の中で、裁判官による逮捕・勾留の適法性に関する審査制度の創設が主張されている外、抽象的表現ながら、開発統一党会派 (Fraksi Partai Persatuan Pembangunan) からは、勾留における裁判所の関与が、国軍会派 (Fraksi ABRI) から、各法執行機関の相互監視機構の創設が唱われた。H. IMRON ROSUADI & H. ZAIN BAJUEBER eds., *supra* note 63, at 206-207, 243-244, 271. として、法案の逐条審議が始まった直後の段階から、強制処分の執行を監督する「監督裁判官」(hakim pengawas) の構想、裁判の執行を監督する監督觀察裁判官とは異なる一か浮上し、これが、最終的に予備審判の制度に昇華したものと考えられる。
- Sekali Lagi tentang RUU HAP—Jalan Keluar—Hakim Pengawas*, Sinar Harapan, Feb. 4, 1980, FKP *Anggapan Perlu Hakim Pengawas*, Sinar Harapan, Feb. 5, 1980, FKP *dalam Sigab Komisi I dan II—Perlu Ada Hakim Pengawas utk Pengangkatan & Penahanan*, Pikiran Rakyat, Feb. 6, 1980, RUU HAP—*Pengangkatan Hanya Dapat Dilakukan oleh Kepolisian Negara*, Kompas, Jun. 9, 1980.
- (82) 被害者から直接弁護士に選任されている訳ではない弁護士は、予備審判の請求権者には当たらないとした下級審の裁判例がある。太田達也「インドネシアにおける盗電の処罰を巡る議論に関する覚書」犯罪と非行九四号(一九九二年)一八二頁参照。
- その他、かつて事件 (特別刑法犯) の捜査を担当した元検察官が捜査打切り処分決定に対する予備審判の請求権者たり得るか否かにかつての判例として Putusan M. A. No. 920 K/Pid/1988 tanggal 23 November 1988. See Ali Boediarjo, *Paperadilan Penghentian Penyidikan Kasus Penyelundupan*, 42 VARIA PERADILAN 61 (1989).

- (83) 予備審判を自己に對する責任追及と見る風潮が実務家の間にあることから、裁判所からの召喚を受けているにもかかわらず、予備審判への出頭を躊躇または拒否する警察官や検察官があり、予備審判手続の遅延を招いているとの問題が指摘をされてゐる。M. YAHYA HARAHAP, *supra* note 70, at 525-536.
- (84) 請求受理日と審判期日決定日の期間は三日以内であるため、両者の間に実質的な差はないが、本説を採る根拠として、前述のような警察職員や検察官の審判への出頭拒否による審判の遅延を回避しようとするのが掲げられてゐる。M. YAHYA HARAHAP, *supra* note 70, at 526-530. DARWAN PRINST, *supra* note 77, at 53-54.
- (85) YUSUF WAHYUDI, NELLY SATIAMIHARDA & MURIANI, LAPORAN HASIL PENELITIAN—PELAKSANAAN PRAPERADILIAN DI DKI JAKARTA 44 (Jakarta: Universitas Trisakti, 1990). 通説では余りの審判の期間を短く、実務上現実的にならざるやむを得ないこと、LEDEN MARPAUNG, PROSES PENANGANAN PERKARA PIDANA—BAGIAN PERTAMA PENYIDIKAN DAN PENYELIDIKAN 68 (1992).
- (86) 条文中に禁錮 (banding) の語を用ひたこと、抗拒 (perlawanan) の語を用ひたこと、およびその意義がある。M. YAHYA HARAHAP, *supra* note 70, at 538. 拒りの禁錮の抗拒提期問題、予備審判の決定の日から十日以内の § 12 Lampiran Kepmenkeh. No. M.14-PW.07.03 Tahun 1983.
- (87) M. YAHYA HARAHAP, *supra* note 70, at 541, MARTIMAN RODJOHAMIDJAJO, *supra* note 73, at 104 (1988), DARWAN PRINST, *supra* note 77, at 63-67. 拒り 禁錮を並置提期問題、予備審判の決定の日から十日以内の P. A. F. LAMINTANG, KITAB UNDANG-UNDANG HUKUM ACARA PIDANA DENGAN PEMBAHASAN SECARA YURIDIS MENURUT YURISPRUDENSI DAN ILMU PENGERTAHAN HUKUM PIDANA 239-240 (1984).
- (88) § 23 Lampiran Kepmenkeh. Nomor : M.14-PW.07.03 Tahun 1983.
- (89) Putusan M. A. No. 227 K/KR/1982 tanggal 29 Maret 1983, Putusan M. A. Reg. No. 680 K/Pid/1983 tanggal 10 Mei 1984. See M. YAHYA HARAHAP, *supra* note 70, at 541-542. Putusan M. A. Reg. No. 401 K/Pid/1983 tanggal 10 April 1984, YURISPRUDENSI INDONESIA 1984-II, at 70-78, Putusan M. A. Reg. No. 464 K/Pid/1985 tanggal 31 Juli 1985, YURISPRUDENSI INDONESIA 1986, at 64-82.
- (90) See, e.g., MIEN RUKMINI, LAPORAN PENELITIAN EFEKTIVITAS LEMBAGA PRA PERADILIAN DALAM PRAKTEK DI PENGADILAN NEGERI WILAYAH BANDUNG RAYA (Bandung: Universitas Padjadjaran, 1990). 本説の今回、禁止審判や

入手できなかったが、スラウェシ地方における調査も行われつつある。<sup>(91)</sup> Abd. ASIRASYID ALI et al., *LEMBAGA PAPERADILAN DALAM PENERAPANNYA DI WILAYAH HUKUM PENGADILAN KELAS I PALU SULAWESI TENGAH* (Palu: Universitas Tadulako, 1988).

(91) *Kapoli-103 dari 100.000 Terancam Kejahatan*, Surabaya Post, Jun. 27, 1990. ただし、これらのデータは警察による処分を対象とする予備審判に限定され、検察官の処分に関する予備審判の件数は計上されておらずと思われる。

(92) Priawibawa Wagimin, *Tanggapan atas Makalah Praperadilan antara Harapan dan Kenyataan* (paper presented at "Simposium Evaluasi Pelaksanaan KUHAP" held by IKAHI dan IKADIN, 1987). 残念ながら同報告書は入手できなかったため、次の文献中の引用に拠った。<sup>(93)</sup> MARTIMAN PRODIONAMDJOTO, *supra* note 73, at 105-106. なお、シンポジウムの概要については、Ali Boediarlo, *Simposium Evaluasi Pelaksanaan KUHAP*, 19 VARIA PERADILAN 89 (1987) に掲載されている。

(93) MIEN RUKMINI, *supra* note 90, at 22.

(94) J. E. SAHETAPY ed., *supra* note 10, at 103.

## 5 被害者の法的地位に関連するその他の制度

被害者の法的地位に関連するその他の制度として、執行猶予に付随した損害賠償制度がある。現行刑法典は、一四  
 条aから一四条fにかけて、条件附刑(*pidana bersyarat*)と呼ばれる保護観察執行猶予について定めており、<sup>(95)</sup> 当該  
 規定によれば、裁判官は、刑の執行を猶予する場合、保護観察期間中の一定期間内に、犯罪から生じた損害の全部ま  
 たは一部を賠償しなければならない旨の特別遵守事項を定めることができるものとされている(一四条c一項)。本制度  
 は、本来、犯罪者の更生・改善といった教育的効果と並んで、被害者の経済的救済という副次的効果を狙ったもので  
 あるが、インドネシアでは、被害者学の発展に伴い、被害者への賠償の確保という後者の面が強調される傾向にある。  
 ただ、この執行猶予に伴う損害賠償は、過失致死傷罪(三五九条・三六〇条)事件などにおいて適用されているとの報告  
 があるものの、<sup>(96)</sup> 犯罪者の賠償能力の問題もあり、一般に、賠償命令が特別遵守事項として設定されることは稀である

といわれている。<sup>(97)</sup>

なお、現在、編纂作業が続けられている刑法改正草案（八七年草案）<sup>(98)</sup>では、損害賠償命令や原状回復処分といった犯罪被害者の救済を目的とした制度が新設されている。<sup>(99)</sup> 損害賠償命令（*pembayaran ganti kerugian*）は、主刑（*pidana pokok*）と並ぶ附加刑（*pidana tambahan*）として、被害者やその法定相続人への損害賠償を命ずるものであり（草案六四條四項四号・八七条一項）、原状回復処分（*perbaikan akibat-akibat tindak pidana*）は、刑（*pidana*）とは異なる処分（*tidakakan*）を構成し、犯罪被害の修復、賠償または被害見積額の支払といった処分を刑と併科することができるといふものである（九〇条二項三号・九二条七項）。もし、立法化が実現すれば、現行法とは異なり、執行猶予がつかない場合や導入が予定されている社会奉仕刑（*pidana kerja sosial*）などの場合にも損害賠償命令や原状回復処分を言渡すことができるようになる。<sup>(100)</sup> しかし、損害賠償命令が履行されない場合、草案は、刑の言い渡しを受けた者の財産や所得からの強制徴収や代替自由刑を定めた罰金の規定を準用することとしていることや（八七条二項）、主刑が罰金である場合の損害賠償命令とのバランスを如何に調整するかなど、なお検討を要する問題が残されており、今後の草案の調整作業および国民議会での審議が注目される。さらに、刑法改正草案との関連では、科刑の目的と指針に関する規定において、犯罪の予防、犯罪者の改善および社会復帰、犯罪者の罪の意識からの開放と並んで、「犯罪により生じた紛争の解決、社会における調和の回復および平和感の喚起」が科刑の目的として掲げられ（四七条一項三号）、科刑の指針に関する条文においても、裁判官が量刑上考慮すべき要素として「被害者または被害者の家族に対する犯罪の影響」（四八条九号）が明記されていることを付記しておく必要がある。

この外、被害者の地位と関連として、仮釈放実務における被害者の和解書（*surat keterangan perdamaian*）を巡る問題が指摘されている。刑法典は、条件附刑の規定に続き、仮釈放—条件附釈放（*pembebasan bersyarat*）と称される一般的な要件および手続について規定し（一五条及至一七条）、さらに一九八九年と九二年には、仮釈放を始め、同化処

遇、釈放前帰休など社会内処遇の具体的要件および手続を定めた司法大臣規則も出されているが、特に、殺人や強姦といった重大犯罪の受刑者の仮釈放の実施に際しては、実務慣行上、法定の要件の外、被害者からの和解書を取得する必要があるというものである。<sup>(95)</sup>これは、「シリ」など私的報復の慣習や応報感情が根強く残るインドネシアにおいて、犯罪者に対する処遇の内容が被害者の感情を刺激し、社会内処遇を受けている犯罪者に対し被害者やその遺族が報復を加えることがないよう、予め被害者側の承諾を取り付けるといふ一種の環境調整であると思われる。しかし、実際こうした和解書の取得は容易ではなく、司法省社会化総局もこの点を認識してか、一九八〇年、和解書の取得が困難な場合はこれを必要としないものとする局長通達を出すに至っている。ただ、一九八九年の司法大臣規則では和解書について何ら触れられておらず、果たして、和解書取得の慣行は廃止されたのか、未だ廃止されていないとすれば、実務の状況はどうであるのか、今後の観測が待たれるところである。

(95) 条件附刑および仮釈放については、太田達也「インドネシアにおける矯正・保護実務の現状(一)」法学研究六六巻八号(一九九三)八四—九二頁参照。

(96) MULADI, *supra* note 75, at 27.

(97) Masruchin Rubar, *Pemanfaatan Pidana Bersyarat Sebagai Upaya Pembinaan*, 13(1) ARENA HUKUM 19, 23-24 (1986).

(98) 太田・前掲注(95)一〇五—一〇九頁参照。

(99) Tim PENGKAJIAN BIDANG HUKUM PIDANA TAHUN 1987 / 1988 ed., USUL RANCANGAN KITAB UNDANG-UNDANG HUKUM PIDANA (BARU) Buku KESATU (1987).

(100) 現行制度上、刑事事件の裁判において損害賠償命令を言い渡すことができるのは、条件附刑において特別遵守事項を設定する場合か、または、犯罪被害者が附帯私訴の申し立てを行った場合のみすれかである。Putusan M.A. No. 2107 K/Pid / 1987 tanggal 22 Agustus 1990. See Ali Boediarso, *Masalah Ganti Rugi Yang Tidak Dituntut*, 74 VARIA PERADILAN 21 (1991).

(101) Muladi, *supra* note 75, at 47-48.

(102) S.E. Direktur Pembinaan dalam Lembaga Pemasyarakatan No.DCP.2.1/4/144 tanggal 10 Desember 1980.

## 6 慣習法上の被害者の地位

以上述べてきたような附帯私訴や予備審判、それに条件附刑といった制度は、いずれも制定法に基づく近代刑事手続を前提とするものである。これに対し、インドネシア各地には、未だ伝統的な慣習(adat)が根強く残っており、これらの慣習は、不文の「慣習法」(hukum adat)として、村落(desas)を単位とする地域社会における規範としての役割を果たす一方、地域社会における紛争解決のための手続的根拠ともなっている。即ち、慣習法は、一定の行為を禁止し、または一定の行為(義務)の履行を命ずるとともに、それらの規範が犯された場合の、違反者に対する制裁を含む紛争処理手続について定めている。この禁止規範または命令規範に反する行為が慣習犯罪(delik adat)であり、当該行為に対して科せられる制裁が慣習的制裁(sanksi adat)と言われるものである。慣習的制裁には、具体的な加害者・被害者間の紛争処理と被害者たる地域社会の秩序回復という二つの意味があるとされていることから、インドネシアでは、近代法に基づく公式手続とは異なった次元における被害者の地位について論ずる余地がある。慣習法の内容は地域により様々であり、その紹介は他稿に譲るとして、以下では、バリの慣習法を例にとりながら、慣習手続における被害者関与の一例をみることにしたい。

バリの場合、慣習法の内容はアウィット・アウィット(Awig-awig)と呼ばれる地域の慣習法典や宗教(ヒンズー教)上の経典(Catur Agama)に規定されおり、慣習犯罪や制裁の内容についても、これらの法典に規定されている場合が少なくない。バりに現存する慣習犯罪は、性交渉後の婚約不履行(Lokika Sanggraha)′ 姦通(Drah Krama)′ 同棲(Kumpul Kebo)′ 姦(Mamitra Ngalang)′ 近親相姦(Gamia Gamana)′ 性的風俗に対する罪、聖なる物(宗教関係の物が

多い)の窃盗または損壊など財産に対する罪、侮辱(mamihuh)や名誉毀損(mapisuna)など名誉に対する罪、慣習的義務の不履行、の四つに大きく分類することができるとされている。<sup>(14)</sup>

慣習法に基づく紛争処理の手続においては、慣習村落の長(Bendesa Desa Adat)が仲裁人として大きな役割を果たす。村落に紛争が生じた場合、村落会議(Sangkepan Desa Adat)が召集され、村長の指揮の下、紛争の解決を巡って協議(musyawarah)が行われる。紛争の内容が慣習犯罪を構成する場合は、最終的に、加害者に対する制裁が決定されることになる。制裁の内容は、犯罪の種類や地域によって異なるが、バリでは、贖罪金(denda/dosa)、浄めの儀式の履行(maprayascitta)、村八分・追放(kasepakang)、財産の没収(karamapak)といった制裁が今日でも適用されているという。これらの制裁の目的は、加害者に対する報復ではなく、被害者や地域住民との和解によって、慣習犯罪により引き起こされた社会的混乱を收拾することにあるといわれている。<sup>(15)</sup> というのも、バリの地域社会では、慣習法に則った紛争解決が行われない限り、本当の意味での問題解決は有り得ず、当該地域社会は極めて不安定な状態に置かれるからである。従って、慣習犯罪が同時に刑法典を始めとする制定法上の犯罪をも構成する場合、たとえ加害者が近代刑事手続に従って処罰されたとしても、当該地域社会における紛争は何ら解決されていないことになる。そこで、インドネシアの刑事司法制度においては、制定法上の犯罪でもそれが地域において慣習犯罪をも構成する場合は、慣習法に則った手続を優先し、必要な場合、一定の現存する慣習的制裁の適用を認めることにしたのである。また逆に、慣習犯罪行為が制定法上の犯罪を構成しない場合、本来は慣習法上の手続のみが可能となるはずであるが、加害者が慣習的制裁や義務を免れたり、拒否したりする場合もあるであろうから、その場合には、通常の裁判所における刑事手続の道も開かれている。その法的根拠は、次の二つの規定に求められている。

「裁判官は、法と正義の執行官として、社会に生きる法価値観を探求、依拠および把握しなければならない」司法権基本法(一九七〇年法律第一四号)二七条一項。<sup>(16)</sup>

「…生きた法(nukunm yang hidup)により刑罰行為と見做されなければならないが、一般刑法典中に該当するものがない行為は、有罪を言い渡された者の側が科された慣習刑罰(hukuman adat)に服さず、さらに、代替刑が有罪を言い渡された者の責任の重さと均衡がとれていると裁判官により思料される場合、代替刑として、三月以下の懲役および・または五〇〇ルピア以下の罰金という刑が法定されているものと見做し、科される慣習刑罰が上記の軽懲役または罰金を越えていると裁判官により判断される場合、既に時代に相応しくなくなったと裁判官が理解する慣習刑罰は代替されなければならないとの意味において、被告人の責任に対し一〇年以下の代替懲役刑を科すことができ、また、生きた法により刑罰行為と見做されなければならないが、一般刑法典中に該当するものがある行為は、当該刑罰行為に最も類似した行為の刑と同じ刑が法定されているものと見做す（普通裁判所の組織単位、権限および手続の実施のための臨時措置に関する緊急法律（一九五一年緊急法律第一号）五条三項b号）<sup>(107)</sup>。

つまり、刑法上は犯罪を構成しない行為が慣習法上は犯罪と見做されており、加害者が慣習的制裁を拒否した場合、裁判所は、原則として三月以下の懲役および・または五〇〇ルピア以下の罰金を科すことができ（但し、一〇年まで加重することができ）、一方、刑法・慣習法上共に犯罪を構成する場合も、当然ではあるが、裁判所は有罪者に対し刑法による法定刑の範囲で刑を言渡すことができるというものである。実際、バリの地方裁判所において慣習法事件が係属する例は珍しくないという<sup>(108)</sup>。しかし、あくまで慣習法に基づく当事者間の紛争処理が優先され、国家による介入は最終手段であるとされている。インドネシア最高裁は、一九九一年の判決において、被告人が既に慣習刑罰を科され、それに服している場合、同じ犯罪事実を理由に改めて公訴を提起することは許されないと判示し、慣習法に基づく事件処理の決定に一事不再理の効力を認めるに至っている<sup>(109)</sup>。また、インドネシア刑法改正草案が、罪刑法定主義の原則を規定した第一条において、「第一項の規定は、ある行為がこの法律の規定に該当しない場合、当地の慣習によればその者が処罰されるのが相当であると定めた生きた法の適用を損なうものでない」（四項と規定し、本来、罪刑法定主義の派生原則の一つである慣習刑法の禁止に対する例外を認め、さらに附加刑として「慣習的義務の遵守」（六四四・六四五号、八八条）を創設しているのも、インドネシア社会における慣習法の重要性を考慮した結果であるといえよう。

このように、多様性の中の統一(Bhinneka Tunggal Ika)をスローガンに掲げるインドネシアにおいては、慣習法に基づく手続が一定の範囲で認められていることから、被害者や地域との和解といった当事者間の紛争解決が地域社会のなかで行われており、その過程において、被害者はより主体的な存在としての地位を認められているのである。

(103) ハリの慣習法に関する文献のうち、特に、慣習刑法と近代法との関連について論じたものとして、I MADE WIDNYANA, *KAPITA SELEKTA HUKUM PIDANA ADAT* (1993) が重要である。

(104) *Id.* at 13-19.

(105) *Id.* at 9, 13, 19, 44, 106-108.

(106) §27(1) U.U. No.14 Tahun 1970.

(107) §5(3)b U. U. Darurat No. 1 Tahun 1951 tentang Tindakan-tindakan Sementara untuk Menjelenggarakan Kesatuan Susunan, Kekuasaan dan Atjara Pengadilan-pengadilan Sipil (L.N. 1951-9). RUDY T. ERWIN & RD. SOETARNO SOEDA eds., *HIMPUNAN PERATURAN<sup>2</sup> HUKUM ATJARA PIDANA 109-110* (1969) かに引用。

(108) I MADE WIDNYANA, *supra* note 103, at 21-27.

(109) Putusan M.A. Reg. Nomor : 1644 K/Pid./1988 tanggal 15 Mei 1991, 72 VARIA PERADULAN 77 (1991).

(110) Tim PENGKALIAN BIDANG HUKUM PIDANA eds., *supra* note 99, at 1, 46, 64-65.

#### 四 犯罪被害者救済制度および被害者保護運動

インドネシアでは、現在までのところ、犯罪被害者の救済を目的とした公的基金による補償の制度は実現していない。一九九二年二月、司法省国家法育成局(BORNEO)が主催した学術会議においても犯罪被害者に対する補償の問題が議題の一つに選ばれるなど、<sup>(11)</sup>制度の理論的基礎付けや問題点の検討が進められてきてはいるものの、如何に財源を確保し続けるかといった予算面での障害が克服されない限り、制度化は困難なようである。また、インドネシアのような発展途上国では、貧困やその他のハンディキャップを背負いながら未だ十分な援助や救済を受けられずにいる人々がた

くさん存在するため、そうした人々に対する福祉の充実をさしおいて、犯罪被害者に対する補償だけを優先すべきことに対する懐疑論や批判が常に存在していることも指摘しておかねばなるまい。

ただ、交通事故の被害者に対する損害賠償保障制度として、強制保険基金の制度が設けられている。これは、乗客事故強制保険基金（Dana Pertanggung Wajib Kecelakaan Penumpang）と道路交通事故基金（Dana Kecelakaan Lulus Jalan）の二種類から成り、それぞれ、一九六四年の法律第三三号および第三四号に基づき、前者は一般交通機関（陸上、海上、航空を含む）の乗客から、後者は自動車など道路交通手段の所有者や所有会社から強制的に徴収した保険料を財源として、交通事故の被害者に対し保険金を支給するものである。保険の対象となるのは、乗客事故強制保険基金の場合は、一般交通機関の利用中に事故に遭った乗客およびその遺族で、道路交通事故基金の場合は、一般の交通事故被害者およびその遺族である。従って、前者の場合、被害者は運賃の一部として事前に一定額の保険料を支払っていることになるのに対し、後者の場合、被害者は交通機関を利用しては必要でなく、例えば、道路を歩いている際に車に轢かれたような場合でも支給の対象となる。損害賠償の支給限度額は、一九八二年の大蔵大臣決定<sup>(14)</sup>によれば、死亡および負傷の場合が一〇〇万ルピア（約五万円）、後遺障害が残る場合は二〇〇万ルピア（約一〇万円）となっている。保険の事務手続は、いずれの場合も、公営企業であるジャサ・ラハルジョ損害保険（PT Asuransi Kerugian Jasa Raharja）<sup>(15)</sup>が扱っている。但し、請求は、事故の発生から六か月以内に行う必要がある。

保険の適用状況については、先のスマヤント法学修士の調査によれば、東ジャワ州マラン市内のある病院における一九八六年から一九八九年までの交通事故患者、死亡三三七人、重傷二二二人、軽傷一、九〇八人のうち、基金から損害賠償を受けた遺族または本人は、死亡が二七一人（七八％）、傷害が七一人（重傷のうちの五九％）であったと報告しており<sup>(16)</sup>、このデータによる限り、損害賠償保障制度はかなり広範に活用されているとみてよさそうである。しかし、保険の存在について知らない被害者も多いといわれていることから、ジャサ・ラハルジョ保険では、毎週、警察から交通事故

に関する報告を受けるだけでなく、マス・メディアなどを通じて情報の収集に努め、被害者や遺族の住所がわかり次第、保険の内容や手続についての通知書を送付しているとのことである。ただ、被害者側に対し申請手続が繁雑であることを徒に強調し、申請手続の代行を請け負い、支給された賠償から報酬を受け取る業者も暗躍していること(17)から被害者がこうした代行業者の餌食とならないための対策が必要であるといわれている。この外、現在の支給限度額である一〇〇万ルピア(死亡・傷害および二〇〇万ルピア(後遺障害)は、各地方自治体(州)が定める一九九一年の最低賃金(日額)の全国平均一、六〇〇ルピア(八〇円)<sup>(18)</sup>の約六二五五分から一二五〇日分、即ち一年八か月分から三年五か月分程度となっているが、この最低賃金の基準そのものの妥当性やインドネシアの物価上昇率を考慮に入れた場合、将来的には支給限度額の見直しも課題となろう。

最後に、民間における犯罪被害者保護運動についても簡単に触れておこう。インドネシアでは、従来から、各地の法律扶助協会(Lembaga Bantuan Hukum)が犯罪被害者からの法律相談を受け付けており、被害者保護の一翼を担っている外、近年は、家庭内暴力の被害者に対する救済窓口ともなっている「女性と家族のためのインドネシア法律相談・扶助協会」(Lembaga Konsultasi dan Bantuan Hukum Indonesia untuk Wanita dan Keluarga)や犯罪被害少年に対する援助を主たる目的とした「犯罪被害少年奉仕センター」(Pusat Pelayanan terhadap Anak Korban Kejahatan) (理事長は、インドネシア大学法学部のアリフ・ゴシタ法学士)など、幾つか民間の慈善団体が設立されている。しかし、なかには、設立後十分な活動が行われていない団体もあり、その背景として、予算や広報活動の問題もさることながら、そもそも、インドネシア社会では、犯罪被害者が、たとえ民間とはいえ、公の機関に相談や援助を求めることで、被害の事実について他人に知られてしまうことを極端に嫌う傾向があるため、依頼人の数そのものが少ないことを指摘する向きもある。

(11) See Romli Atmasasmita, *supra* note 27.

- (112) U. U. No. 33 Tahun 1964 tentang Dana Pertanggungangan Wadhib Kejelakan Penumpang (LN. 1964-137).  
 \*たゞの施仁規則ニツキテ P. P. No. 17 Tahun 1965 tentang Ketentuan-ketentuan Pelaksanaan Dana Pertanggungangan Wadhib Kejelakan Penumpang (LN. 1965-28).
- (113) U. U. No. 34 Tahun 1964 tentang Dana Kejelakan Lalu-lintas Jalan (LN. 1964-138). \*の施仁規則ニツキテ P. P. No. 18 Tahun 1965 tentang Ketentuan-ketentuan Pelaksanaan Dana Kejelakan Lalu-lintas Jalan (LN. 1965-29).
- (114) S. K. Menteri Keuangan R. I. No. 807 KMK. 011/1982, No. 808/KMK. 011/1982. See Mutadi, *supra* note 75, at 56-57.
- (115) See Humas PT Jasa Raharja, *Jasa Raharja, PT*, in: ENSIKLOPEDI NASIONAL INDONESIA Jilid 7, at 346-347 (1989).
- (116) SUMIRANTO, *supra* note 74, at 33-35.
- (117) Mutadi, *supra* note 75, at 57-59.
- (118) REDAKSI SINAR GRAFIKA ed., PERATURAN UPAH MINIMUM DI 27 PROPINSI INDONESIA PADA PERUSAHAAN SWASTA (1991) より算出した。

## 五 おわりに

インドネシアにおいて、被害者学は、紹介されて未だ四半世紀にも満たない新しい学問分野である。特に、インドネシアにおいて被害者学が登場した一九七〇年代には刑事訴訟法草案の編纂が進められていたが、当時の実務家や研究者の関心は、むしろ、それまで蔑ろにされていた被疑者・被告人の権利保障の問題に集中したため、刑事手続における被害者の法的保護については十分な議論がなされなかった感がないでもない。しかし、その後、被害者学会議を始めとする学会議の開催や各地における調査研究などを通じて、インドネシアの被害者学は着実にその地歩を固めつつある。現在、刑事訴訟法施行から一二年が経過し、刑法全面改正作業とも絡んで、刑事司法制度の見直し論議が

至る所で活発になっていることから、犯罪被害者の法的保護を巡る問題についても、司法制度内外の諸事情を考慮しながら検討を進めていくことが望まれる。

ただ、インドネシアには、被害者感情を過度に重視した応報思想や社会の治安維持を至上目的とする極端な社会防衛論が常に存在しており、被害者学が、ともすれば、こうした思想や理論の正当化根拠として悪用される危険性がないでもない。制定に長い年月をかけた刑事訴訟法により大幅に改善された被疑者・被告人に対する権利保障が、被害者の権利保護の名の下に後退するようなことがあってはならないのであって、犯罪者の権利保障とのバランスを計りながら、被害者の法的地位の在り方についての摸索が続けられていくべきであろう。インドネシアの刑事法研究者や実務家が、国際被害者学シンポジウムへの参加など、国際交流を通じて海外の動向を正確に把握し、国内にあっては、およそ三年毎に開催が予定されている被害者学会議をさらに充実したものとへと発展させ、被害者学の分野において着実な成果を積み上げていくことが期待される。